

那覇市公報

第 1 7 6 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （上下水道局企画経営課）	6
○那覇市公契約条例（法制契約課）	7
○那覇市文化芸術基本条例（文化振興課）	11
○那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（保護管理課）	15
○那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（人事課）	29
○那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	33
○那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	34
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（企画調整課）	36
○那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（管財課）	37
○那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	40
○那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	42
○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	44
○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	46
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（教育委員会学校給食課）	47
○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）	48
○那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（福祉政策課）	50

○那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	52
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（企画調整課）	55
○那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課）	57
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	59
○那覇市 IT 創造館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	61
○那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	63
○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	65
○那覇市屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画課）	67
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	70
○那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	76
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	79

◇ 告 示 ◇

○市民税に関する申告期限の延長について（市民税課）	106
○市道路線の供用開始に関する告示（道路管理課）	106
○那覇市ともかぜ振興会館の指定管理者の指定について（平和交流・男女参画課）	109
○令和元年度那覇市一般会計補正予算（第8号）（財政課）	109
○令和元年度那覇市一般会計補正予算（第9号）（財政課）	119
○令和元年度那覇市一般会計補正予算（第10号）（財政課）	120
○令和元年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）（財政課）	121
○令和2年度那覇市一般会計予算（財政課）	122
○令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	129
○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（ちゃーがんじゅう課）	130

○令和 2 年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課)	132
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課)	135
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課)	136
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	137
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課)	137
○令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号) (国民健康保険課)	138
○令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) (国民健康保険課)	140
○令和 2 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課)	141
○令和 2 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国民健康保険課)	143
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について (生活衛生課)	145
○令和元年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号) (まちなみ整備課)	145
○令和元年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号) (まちなみ整備課)	147
○令和 2 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (まちなみ整備課)	149
○令和 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (まちなみ整備課)	151
○令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号) (上下水道局企画経営課)	152
○令和元年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 1 号) (上下水道局企画経営課)	153
○令和 2 年度那覇市水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	155

○令和2年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	157
--------------------------------	-----

◇公 告◇

○制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について（公園管理課）	160
○制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について（公園管理課）	163
○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について（まちなみ整備課）	166
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	167
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	167
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	168
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	169
○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）	169

◇議会訓令◇

○那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	176
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	178
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	179

◇消防局訓令◇

○那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令	180
○那覇市消防同意等事務処理規程	184
○那覇市火災警報規程の一部を改正する訓令	215
○那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令	217
○那覇市消防吏員手帳取扱規程の一部を改正する訓令	218

◇消防局告示◇

○禁煙場所等の指定に関する告示等を廃止する告示	219
-------------------------	-----

○消防法に基づく命令の告示について……………	220
------------------------	-----

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	221
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて……………	222
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	222
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	223
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	223

◇監査委員訓令◇

○那覇市監査委員処務規程及び那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令……………	225
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令……………	228
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令……………	229

◇農業委員会告示◇

○那覇市情報公開条例施行規程及び那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令……………	230
--	-----

◇固定資産評価審査委員会訓令◇

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令……………	232
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令……………	233

 条 例

那覇市条例第3号

令和2年3月19日

公 布 済

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(1972年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第4号
令和2年3月26日
公 布 済

那覇市公契約条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公契約条例

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務等を定めることにより、公契約の締結及び履行における適正性の確保、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展並びに社会的価値の向上に資する取組の推進を図り、もって公共サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約（規則で定める契約を除く。）及び市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 事業者等 公契約を締結し、又は締結しようとする者（以下「事業者」という。）及び事業者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（以下「下請負人等」という。）をいう。
- (3) 社会的価値 障がい者の雇用、環境の保全、男女共同参画その他の社会的に尊重されるべき価値をいう。
- (4) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、事業者等から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
- (5) 市長等 市長（教育委員会が第1号の協定を同号の指定管理者と締結する場合は、教育委員会を含む。）及び上下水道事業管理者をいう。

（基本理念）

第3条 公契約に係る基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の締結の過程において、公正性、競争性及び透明性を確保すること。

- (2) 公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保すること。
- (3) 労働者等及び下請負人等の適正な労働条件その他の労働環境の確保に資すること。
- (4) 地域経済の健全な発展に資すること。
- (5) 公契約を通じた社会的価値の向上に資すること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施するものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（公契約の適正な締結等）

第6条 市長等は、公契約の締結に当たっては、公正性及び競争性を確保するため、その性質及び目的を踏まえた適正な方法を採用し、談合その他の不正行為の防止を図らなければならない。

2 市長等は、公契約の締結の過程における透明性を確保するため、公契約に関する情報を適時かつ適切な方法で公表するものとする。

（公契約の適正な履行等）

第7条 市長等は、公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保するため、価格、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 事業者等は、公契約の適正な履行及び良質な公共サービスを確保するため、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

（適正な労働環境の確保等）

第8条 市長等は、公契約の締結に当たっては、労働者等及び下請負人等の適正な労働環境が確保されるよう、労働者等及び下請負人等の賃金、労働時間、休日、安全衛生等を考慮するよう努めるものとする。

2 事業者等は、労働基準法その他の関係法令を遵守するとともに、労働者等及び下請負人等の適正な労働環境の確保及び向上に努めるものとする。

（地域経済の健全な発展）

第9条 市長等は、公契約に関する業務を行うときは、予算の適正かつ効率的な執行

に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮するものとする。

- 2 事業者等は、下請負人等を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮して適正な価格で契約を締結するよう努めるものとする。

（社会的価値の向上）

第10条 市長等は、入札の参加に必要な資格その他の公契約の締結に関し必要な事項を定めるときは、社会的価値の向上に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査）

第11条 市長等は、公契約に関する施策の推進に関し必要があると認めるときは、事業者等に対し、調査を行うことができる。

（公契約審議会）

第12条 市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するため、那覇市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- （1） この条例の施行の状況に関すること。
- （2） 公契約に関する施策の推進に関すること。
- （3） その他市長が必要と認める事項

- 2 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 労働者団体関係者
- （3） 事業者団体関係者
- （4） その他市長が必要と認める者

- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

那覇市条例第5号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市文化芸術基本条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、生活の中に溶け込み、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものである。そして、人々が相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものである。

那覇市は、かつて琉球王国の王府・首里城が築かれ、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島で最大の島・沖縄島の玄関口として、アジア諸国との交流拠点となり、人、物、情報等が集積するとともに、多様な文化芸術を受け入れながら世界に誇る豊かな文化芸術を開花させた。

また、戦後の復興に当たっては、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした市民による文化芸術活動が大きな原動力となり、現在的那覇市の文化芸術の礎を築いた。

私たちは、歴史と共に築いてきた豊かな文化芸術を将来にわたり継承・発展させ、新たに創造することを通して、まちに活力を与え、多様性に寛容な社会を実現することで、市民及び那覇市に集う全ての人が心豊かに過ごせるよう、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者（文化芸術に関する活動を行う団体を含む。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化芸術が人々の多様な価値観の形成に資することに鑑み、その社会的価値の醸成を図ること。

- (3) 市民をはじめとする全ての人が等しく、文化芸術活動に親しみ、参加し、又は文化芸術を創造することができるよう、鑑賞の機会の充実及び文化芸術活動のための環境の整備に努めること。
- (4) 豊かな風土及び歴史によって培われた那覇市の文化芸術が市民の共通の財産として認識され、及び将来にわたり継承されるよう考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流が促進されるよう努めること。
- (6) 文化芸術活動を行う者、市民、事業者(市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。)等の意見が反映されるよう十分配慮すること。
- (7) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術施策の推進に関する基本的な方針

- (2) 文化芸術施策の推進に関する基本的な施策
- (3) その他文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市は、基本計画を定めるに当たっては、文化芸術活動を行う者、市民、事業者等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（文化芸術施策に係る基本的事項）

第7条 市は、文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項をその基本的事項とするものとする。

- (1) 市民等が文化芸術を通して、その個性及び能力を発揮し、社会参加につながる環境の整備その他必要な施策を講ずること。
 - (2) 文化芸術活動を担う人材の育成を図るための必要な施策を講ずること。
 - (3) 有形及び無形の文化財その他の文化芸術に関する資源、活動等の保護、活用、創造等を図るため必要な施策を講ずること。
 - (4) 市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、文化芸術に関する調査、研究、記録及びその保存並びに情報の発信に必要な施策を講ずること。
 - (5) 文化芸術が市民等の創造性を高め、活力ある地域づくりに資することに鑑み、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業その他の関連する分野の施策との連携を図ること。
- 2 市は、文化芸術施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第6号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本方針(第3条)

第3章 設備及び運営に関する基準(第4条—第32条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所(法第2条第3項第8号の事業を行う施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)。

イ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第3号の住宅扶助に係るものに限る。)による額以下であるこ

と。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同号の暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他施設の運営に関する重要事項
- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備

等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

- (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

- (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
- (5) 浴室 入居定員に適したものを設けること。
- (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

- 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。))の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定により都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

3 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

4 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

5 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

6 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

7 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等(前項の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

（定員の遵守）

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（日常生活に係る金銭管理）

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

（揭示及び公表）

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

（秘密保持等）

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（広告）

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（苦情への対応）

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を

講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用）

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（居室に関する経過措置）

第2条 この条例（前条ただし書の規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規

定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を市に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 2 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

那覇市条例第7号
令和2年3月26日
公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第11条 削除	(勤続期間の計算の特例) 第11条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間とみなす。 (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間 (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間
第12条 削除	第12条 第10条第5項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。 2 前条の規定は、国家公務員等であったものに対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。
付 則	付 則
15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の90.2を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。	15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。

	24 <u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</u> 25 <u>前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)</u>に対する第11条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。
備考	1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の	付 則 2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の

那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が42年8月以上44年5月以下の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の90.2</u>(当該勤続期間が20年以上の者(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、<u>104分の90.2</u>)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が42年8月以上44年5月以下の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第15項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の83.7</u>(当該勤続期間が20年以上の者(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、<u>104分の83.7</u>)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下この項において「新条例」という。)付則第15項(新条例付則第17項及び那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号)付則第12項においてその例による場合を含む。)

及び第16項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、新条例付則第15項中「100分の83.7」とあるのは「100分の88.1」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.9」とする。

- 3 第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の88.1」と、「104分の83.7」とあるのは「104分の88.1」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、同項中「100分の83.7」とあるのは「100分の85.9」と、「104分の83.7」とあるのは「104分の85.9」とする。

那覇市条例第8号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 [略]		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
那覇市役所 小禄支所	那覇市宇栄原 4丁目2番2号	[略]	那覇市役所 小禄支所	那覇市金城5 丁目10番2号	[略]
[略]			[略]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市条例第9号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される公職選挙法(昭和25年法律第100号)第2条の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された同条の選挙については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別	報酬		費用弁償
〔略〕			
選挙長	日額	<u>12,000円</u>	〔略〕
投票所の投票管理者	日額	<u>14,000円</u>	
開票管理者	日額	<u>12,000円</u>	
選挙立会人	日額	<u>9,000円</u>	
投票所の投票立会人	日額	<u>10,500円</u>	
開票立会人	日額	<u>9,000円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,200円</u>	
〔略〕			

[改正後 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>10,800円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>	
開票管理者	日額	<u>10,800円</u>	
選挙立会人	日額	<u>8,900円</u>	
投票所の投票立会人	日額	10,900円	

開票立会人	日額	8,900円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
[略]		

那覇市条例第10号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) [略] 2 [略] 3 市民文化部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> 4～10 [略]	第2条 [略] (1)～(10) [略] (11) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> (12) [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(6) [略] 4～10 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収) 第2条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、<u>使用の期間が1月を超える場合において市長が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、第3条の2に規定する使用料については、規則で定めるところにより徴収することができる。</u> (使用料の額) 第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。 (1) 土地 ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.05×0.3</u> イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.05×0.3</u>×1.1 (2) 建物（当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×<u>0.05×0.3</u>）×1.1 2～5 [略] <u>(休日等の駐車場使用料)</u> <u>第3条の2 前条の規定にかかわらず、本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成</u>	(使用料の徴収) 第2条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、<u>市長が必要と認めるときは、納付すべき期限を別に指定して徴収することができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月を超える場合において市長が必要と認めるときは、使用料を分割して徴収することができる。</u> (使用料の額) 第3条 [略] (1) [略] ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.03×0.61</u> イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×<u>0.03×0.61</u>×1.1 (2) 建物（当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×<u>0.03×0.61</u>）×1.1 2～5 [略]

<u>3年那覇市条例第33号）第1条に規定する本市の休日という。以下同じ。）及び本市の休日以外の日の執務時間外において、本市の事務に係る用務以外の目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、1回につき、最初の1時間までは200円とし、1時間を超える場合は200円にその超える30分（30分に満たない場合は、30分とみなす。）ごとに100円を加算して得た額とする。</u> （職員駐車のための土地の使用料） <u>第3条の3</u> 第3条の規定にかかわらず、規則で定める土地を、市職員に対し、その通勤のための車両を駐車させる場合の使用料の月額は、8,000円以内で規則で定める額とする。 付 則 1 〔略〕 2 <u>本市に登録したクリーンエネルギー自動車（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条第8号又は第9号に規定する動力を利用する自動車をいう。）を駐車する目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、第3条の2の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間は、1回につき、最初の2時間までは0円とし、2時間を超える場合は30分（30分に満たない場合は、30分とみなす。）ごとに100円を加算して得た額とする。</u> 3 〔略〕	（職員駐車のための土地の使用料） <u>第3条の2</u> 前条の規定にかかわらず、規則で定める土地を、市職員に対し、その通勤のための車両を駐車させる場合の使用料の月額は、8,000円以内で規則で定める額とする。 付 則 1 〔略〕 2 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の那覇市行政財産使用料条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第12号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(団長の任期) 第4条 [略] 2 団長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えることができない。 (定年) 第6条 団員の定年は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。 (1) 団長 70歳 (2) 副団長 68歳 (3) 前2号以外の団員 66歳 (欠格条項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) [略] (分限) 第9条 [略] 2 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) [略] (2) 第7条第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。 [別表 別記]	(団長の任期) 第4条 [略] 2 団長は、再任されることができる。ただし、<u>市長が特に必要と認める場合を除き</u>、通算して6年を超えることができない。 (定年) 第6条 団員の定年は、70歳とする。 (欠格条項) 第7条 [略] (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) [略] (分限) 第9条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 第7条第1号に該当するに至ったとき。 [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部	

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額 (月額)	費用弁償	
消防団長	[略]	旅費条例による2等級職員の旅費に相当する額	<u>消防団員が水火災、警戒、訓練等に従事する場合には、1回につき3,500円を支給する。</u>
消防副団長			
消防分団長		旅費条例による3等級職員の旅費に相当する額	
消防副分団長			
消防団員		旅費条例による4等級職員の旅費に相当する額	

[改正後 別記]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額 (月額)	費用弁償の額		
		職務のため旅行する場合	警戒活動又は災害活動に従事した場合	訓練、会議、警備活動等に従事した場合
消防団長	[略]	旅費条例による2等級職員の旅費に相当する額	1回につき3,500円	1日につき3,500円
消防副団長			(1回の従事した時間	(従事した時間が6
消防分団長		旅費条例による3等級職員の旅費に相当する額	間が4時間を超え	時間を超えた場合
消防副分団長			た場合は、7,000	は、7,000円)
消防団員		旅費条例による4等級職員の旅費に相当する額	円)	

那覇市条例第13号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和47年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。 (サービスの宣誓) 第2条 [略] 付 則 2 この条例施行の際、現に職員である者についてはこの条例第2条の規定による宣誓書に署名したものとみなす。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。 (サービスの宣誓) 第2条 [略] <u>2 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u> 付 則 2 この条例施行の際、現に職員である者については、この条例第2条第1項の規定による宣誓書に署名したものとみなす。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第14号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(補償基礎額) 第5条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>その他の職員 常勤の職員との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して定める額)</u> (4) <u>報酬が日額以外の方法で定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</u> (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項の平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

那覇市条例第15号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第3条 特別職職員の給料月額は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 教育長及び上下水道事業管理者 <u>7万3,000円</u> (4) [略]	(給料) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) 教育長及び上下水道事業管理者 <u>6万5,000円</u> (4) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第16号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(名称及び位置) 第2条 給食センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td><td>那覇市楚辺2丁目1番1号</td></tr> <tr> <td>古蔵学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		神原学校給食センター	[略]	城岳学校給食センター	那覇市楚辺2丁目1番1号	古蔵学校給食センター	[略]	[略]		(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>古蔵学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		神原学校給食センター	[略]	古蔵学校給食センター	[略]	[略]	
名称	位置																						
[略]																							
神原学校給食センター	[略]																						
城岳学校給食センター	那覇市楚辺2丁目1番1号																						
古蔵学校給食センター	[略]																						
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
神原学校給食センター	[略]																						
古蔵学校給食センター	[略]																						
[略]																							
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。																							

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障がい者</u>、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。) (2) [略] 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法	(身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 [略] (1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障がい者等</u>、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。) (2) [略] 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障がい者</u>又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。 (1)～(6) [略] 3～4 [略]	律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障がい者等</u>又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。 (1)～(6) [略] 3～4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

那覇市条例第18号

令和 2 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(償還等) 第15条 [略] 2 [略] 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u> 第16条 [略]	(償還等) 第15条 [略] 2 [略] 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u> <u>(那覇市災害弔慰金等支給審査会の設置)</u> 第16条 <u>市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、那覇市災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u> 2 <u>審査会は、委員5人以内で組織する。</u> 3 <u>前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第17条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第19号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市の住民基本台帳に記録されている者とする</u>。この場合において登録を受けることができる印鑑は、1人1個に限る。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) [略] (2) <u>成年被後見人</u> (登録印鑑の制限) 第6条 市長は、印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を行わないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう</u>。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2)～(6) [略] 2 [略] (印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 氏名(<u>外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合</u>にあつては、	(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする</u>。この場合において登録を受けることができる印鑑は、1人1個に限る。 2 [略] (1) [略] (2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u> (登録印鑑の制限) 第6条 [略] (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう</u>。以下同じ。)若しくは通称(<u>同令第30条の16第1項に規定する通称をいう</u>。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2)～(6) [略] 2 [略] (印鑑登録原票) 第7条 [略] (1)～(3) [略] (4) 氏名(<u>氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合</u>にあ

<u>氏名及び通称</u>) (5)～(7) 〔略〕 (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名による表記 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気テープ</u>(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる<u>もの</u>を含む。)をもって調製することができる。 (印鑑登録の抹消) 第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 氏名、氏、名又は通称を変更したため登録してある印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。 (6)～(7) 〔略〕 2 〔略〕	<u>つては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称)</u> (5)～(7) 〔略〕 (8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記等<u>で表している印鑑</u>により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名による表記 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気ディスク</u>(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる<u>物</u>を含む。)をもって調製することができる。 (印鑑登録の抹消) 第13条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 氏名、氏(<u>氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)</u>、名又は通称を変更したため登録してある印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。 (6)～(7) 〔略〕 2 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに第7条第1項第8号及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第20号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	[略]
	那覇市真和志複合施設建設委員会	真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関すること。
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
[略]		

那覇市条例第21号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(敷金) 第19条 市長は、入居者から入居時における<u>3月分の家賃</u>に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。 2 [略] 3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、第21条若しくは第41条第2項で定める入居者が負担すべき費用のうち未納の額又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 4 [略] (保証金) 第71条 [略] 2 [略] 3 第19条第3項及び第4項並びに第20条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第19条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第20条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。</u>	(敷金) 第19条 市長は、入居者から入居時における<u>家賃の3月分</u>に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。 2 [略] 3 <u>入居者が家賃及び第76条の共益費(以下この項及び次項において「家賃等」という。)を滞納した場合は、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって未納の家賃等の弁済に充てることを請求することができない。</u> 4 敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃等、第21条若しくは第41条第2項で定める入居者が負担すべき費用のうち未納の額又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 5 [略] (保証金) 第71条 [略] 2 [略] 3 <u>第19条第3項から第5項まで及び第20条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分	

を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第22号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (手当額の特例) <u>第16条</u> [略] 2 次に掲げる特殊勤務手当の支給される勤務に従事した時間が勤務の特殊性を考慮して規則で定める時間に満たないときは、当該手当は支給しない。 (1)～(3) [略] <u>第17条</u> [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 [略] (1)～(13) [略] <u>(14) 保育手当</u> <u>(保育手当)</u> <u>第16条 那覇市立認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)第2条第2号の保育所型認定こども園の保育教諭が保育の業務に従事したときに、従事した日1日につき、800円を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。</u> (手当額の特例) <u>第17条</u> [略] 2 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 保育手当</u> <u>第18条</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第23号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例

那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設の構成) 第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(2) [略] (3) 入居企業用駐車場 [別表第4 別記]	(施設の構成) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] <u>ア 自動車駐車場</u> <u>イ 自動二輪車駐車場</u> [別表第4 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

入居企業用駐車場	[略]
----------	-----

備考 入居企業用駐車場とは、IT創造館の駐車場のうち、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者が事業活動に供するために利用する車両の駐車場として、企業の規模に応じてその利用を指定管理者が許可する駐車場をいう。

[改正後 別記]

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

<u>自動車駐車場</u>	[略]
<u>自動二輪車駐車場</u>	<u>1台につき月額1,500円</u>

備考 「入居企業用駐車場」とは、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者が事業活動に供するために利用する自動車又は自動二輪車(側車付きのものを除き、原動機付自転車を含む。)の駐車場として、企業の規模に応じてその利用を指定管理者が許可する駐車場をいう。

那覇市条例第24号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 [表 別記] 2～3 [略]	(給与に関する特例) 第5条 [略] [表 別記] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>150,600</u>	<u>203,700</u>	<u>238,300</u>	<u>273,800</u>	<u>300,900</u>

[改正後 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	<u>152,500</u>	<u>205,200</u>	<u>239,700</u>	<u>274,600</u>	<u>301,300</u>

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の同条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同条例の規定による給与の内払とみなす。

那覇市条例第25号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第26条 [略] 2 [略] 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学<u>の学部</u>で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 [略] (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2)～(5) [略] (設備の基準) 第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下これらを「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次のイからクまでの要件の全てに該当するものであること。</u> ア 建築基準法(昭和25年法律第201	(職員) 第26条 [略] 2 [略] 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(<u>短期大学を除く。</u>)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 [略] (母子支援員の資格) 第28条 [略] (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(<u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>) (2)～(5) [略] (設備の基準) 第34条 [略] (1)～(7) [略] (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下これらを「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</u> ア 耐火建築物(建築基準法(昭和25年

<u>号)第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</u> イ〜ク　[略]	<u>法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。</u> イ〜ク　[略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第26号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市屋外広告物条例の一部を改正する条例

那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外等) 第14条 〔略〕 2～7 〔略〕	(適用除外等) 第14条 〔略〕 2～7 〔略〕 8 <u>公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物等であつて、その広告物等の表示等に係る収入の全てを当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条及び第10条(第4号、第5号及び第7号から第10号までに限る。)の規定は、適用しない。</u> 9 <u>法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であつて、その広告物等の表示等に係る収入の全てを地域における公共的な取組で規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条及び第10条(第2号、第5号及び第8号から第10号までに限る。)の規定は、適用しない。</u>
8～10 〔略〕 (許可等の表示) 第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 第12条第6項又は第14条第9項若しくは第10項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済印の押印を受けたものについては、この限りでない。	10～12 〔略〕 (許可等の表示) 第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 第12条第6項又は第14条第11項若しくは第12項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済印の押印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務) 第22条 広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。	(管理義務) 第22条 広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者又は<u>広告物等の所有者若しくは占有者は</u>、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。 (点検義務) 第22条の2 広告物等の所有者又は占有者は、次項の規定による場合を除くほか、<u>その所有し、又は占有する広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検をしなければならない。</u> 2 <u>広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等(規則で定める広告物等を除く。)</u>については、次の各号のいずれかに該当する者に前項の点検をさせなければならない。 (1) <u>法第10条第2項第3号イの試験に合格した者</u> (2) <u>前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

那覇市条例第27号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4第6項(4)の号から(7)の号までの改正規定並びに同項(8)の号及び(9)の号の改正規定(いずれも「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あら	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、

	かじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)	[略]	(4)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(7)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	(5)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(8)	法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((9)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ

			(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略] カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略]
(9)	法第36条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。))による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略] カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略]

備考 [略]

7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査((7)の号に該当する場合を除く。)	[略]	(4)の号の規定により合算した額の2分の1の額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(7)	法第36条第1項の規定に基	[略]	(5)の号の規定により合算した額の2分の1の

	づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)
(8)	法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((9)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略]
(9)	法第41条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定し

第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	た額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] イ 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) [略] ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(イ) [略] オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(エ) [略]
--	--

備考 [略]

7 [略]

那覇市条例第28号

令和 2 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(園舎及び園庭) 第6条 [略] 2 [略] 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において準用する福祉施設条例第34条第8号アからクまでに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4～7 [略] (福祉施設条例の準用) 第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [表 別記] 2 [略] 付 則	(園舎及び園庭) 第6条 [略] 2 [略] 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する福祉施設条例第34条第8号に掲げる要件の全てを満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4～7 [略] (福祉施設条例の準用) 第13条 [略] [表 別記] 2 [略] 付 則

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第3条 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第3条 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第13条第1項の表〕

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第34条第8号ア	耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
〔略〕		

〔改正後 別記〕

〔第13条第1項の表〕

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第34条第8号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物
〔略〕		

那覇市条例第29号

令和2年3月26日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(フルタイム職員の給与の支給等) 第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。 (1)～(4) [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(フルタイム職員の給与の支給等) 第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。<u>ただし、給与条例第3条中「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」とあるのは、「有給の休暇による場合その他規則で定める場合」とする。</u> (1)～(4) [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000
2	145,200	195,800	231,600
3	146,400	197,600	233,100
4	147,500	199,400	234,700
5	148,600	200,900	236,100
6	149,700	202,700	237,800
7	150,800	204,500	239,300

8	151,900	206,300	240,900
9	153,000	207,900	242,100
10	154,400	209,700	243,600
11	155,700	211,500	245,200
12	157,000	213,300	246,600
13	158,300	214,700	248,100
14	159,800	216,500	249,600
15	161,300	218,200	250,900
16	162,900	220,000	252,300
17	164,200	221,700	253,800
18	165,700	223,400	255,400
19	167,200	225,000	257,100
20	168,700	226,600	258,900
21	170,100	228,000	260,500
22	172,800	229,700	262,300
23	175,400	231,300	264,000
24	178,000	232,900	265,700
25	180,700	234,000	267,600
26	182,400	235,500	269,500
27	184,000	236,900	271,300
28	185,700	238,200	273,100
29	187,200	239,500	274,800
30	188,900	240,700	276,700
31	190,700	241,700	278,600
32	192,400	242,900	280,300
33	194,000	244,200	281,800
34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000
44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	308,100

50	215,900	265,800	309,600
51	216,900	267,100	311,100
52	218,000	268,400	312,700
53	219,100	269,400	314,300
54	220,100	270,500	315,900
55	221,000	271,800	317,500
56	222,000	273,100	319,000
57	222,400	274,000	320,500
58	223,300	275,000	321,700
59	224,100	275,900	322,900
60	224,900	277,000	324,100
61	225,600	278,100	324,800
62	226,600	279,100	325,700
63	227,400	280,000	326,500
64	228,300	281,000	327,300
65	229,000	281,500	328,200
66	229,800	282,400	328,600
67	230,700	283,100	329,300
68	231,700	284,000	330,100
69	232,400	285,000	330,900
70	233,100	285,800	331,600
71	233,700	286,600	332,300
72	234,500	287,400	333,000
73	235,300	288,200	333,500
74	236,000	288,700	334,100
75	236,700	289,100	334,600
76	237,300	289,600	335,200
77	238,000	289,800	335,500
78	238,800	290,100	336,000
79	239,600	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600

92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円

1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300
23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400
26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500

43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800

85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	247,900	333,100
2	250,400	336,100
3	252,900	339,000
4	255,400	342,000
5	257,600	344,700
6	261,400	348,000
7	265,200	351,100
8	269,000	354,200
9	272,600	357,000
10	276,600	359,900
11	280,600	363,000
12	284,600	366,200
13	288,400	369,100
14	292,400	372,700
15	296,300	375,900
16	300,200	379,600
17	303,900	383,200
18	307,500	385,900
19	311,000	388,700
20	314,600	391,400
21	318,200	394,200
22	321,900	396,800
23	325,400	399,400
24	328,900	401,800
25	332,400	403,800
26	335,200	406,100
27	337,800	408,300
28	340,400	410,600
29	343,200	412,900
30	345,300	415,000
31	347,500	417,000
32	349,900	419,100
33	352,100	421,000
34	354,500	422,800
35	356,700	424,600

36	359,200	426,600
37	361,400	428,500
38	363,800	430,500
39	366,200	432,400
40	368,400	434,400
41	370,700	436,200
42	372,100	438,000
43	373,600	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200

78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	149,000	186,900	222,100
2	150,400	188,500	223,700
3	151,800	190,100	225,300
4	153,200	191,700	226,900
5	154,400	193,200	228,300
6	156,200	194,700	229,900
7	157,900	196,300	231,400
8	159,600	197,800	233,000
9	161,300	199,400	234,100
10	163,000	201,100	235,600
11	164,700	202,700	237,000
12	166,500	204,400	238,200
13	168,000	205,800	239,800
14	169,900	207,400	241,200
15	171,900	209,000	242,400
16	173,800	210,600	243,800

17	175,700	212,000	244,700
18	177,600	213,600	245,900
19	179,400	215,300	247,100
20	181,300	217,000	248,300
21	183,200	218,300	249,700
22	184,700	219,800	250,700
23	186,200	221,200	251,700
24	187,700	222,700	252,800
25	189,300	224,100	254,000
26	190,600	225,500	255,300
27	192,100	226,800	256,700
28	193,500	228,100	258,200
29	195,000	229,400	259,600
30	196,200	230,800	261,300
31	197,500	232,300	263,000
32	198,800	233,700	264,600
33	200,200	234,800	266,000
34	201,600	236,100	267,800
35	202,900	237,100	269,500
36	204,300	238,400	271,200
37	205,400	239,800	272,700
38	206,700	241,100	274,400
39	208,000	242,200	276,100
40	209,300	243,500	277,700
41	210,400	244,800	279,200
42	211,600	245,900	280,800
43	212,800	247,100	282,500
44	214,000	248,200	284,200
45	215,200	249,300	285,700
46	216,300	250,700	287,400
47	217,300	252,200	289,100
48	218,400	253,500	290,700
49	219,400	255,100	291,900
50	220,400	256,500	293,500
51	221,300	257,900	294,800
52	222,300	259,200	296,400
53	222,700	260,300	297,700
54	223,600	261,700	299,200
55	224,300	263,100	300,600
56	225,200	264,400	302,100
57	225,900	265,200	303,100
58	226,800	266,500	304,300

59	227,500	267,800	305,500
60	228,300	269,100	306,900
61	229,200	270,000	308,200
62	230,000	271,200	309,400
63	230,900	272,500	310,700
64	231,900	273,800	311,900
65	232,500	274,600	313,300
66	233,300	275,700	314,100
67	234,100	276,600	314,900
68	234,900	277,700	315,700
69	235,600	278,700	316,300
70	236,300	279,700	317,000
71	237,000	280,800	317,700
72	237,600	281,900	318,300
73	238,300	282,500	319,000
74	239,100	283,200	319,200
75	239,900	283,700	319,800
76	240,600	284,500	320,400
77	241,000	285,300	321,000
78	241,600	285,900	321,500
79	242,200	286,500	322,000
80	242,800	287,100	322,500
81	243,100	287,800	323,100
82	243,500	288,300	323,600
83	243,900	288,700	324,000
84	244,200	289,100	324,500
85	244,500	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900

101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	163,000	190,500	238,500
2	164,400	192,600	240,300
3	165,900	194,700	242,100
4	167,300	196,700	243,900
5	168,800	198,800	245,300
6	170,300	201,100	246,600
7	171,800	203,400	247,700
8	173,300	205,700	249,000
9	174,600	208,100	250,000
10	176,300	209,500	251,100
11	177,900	210,900	252,000
12	179,400	212,100	252,900
13	180,900	213,500	254,100
14	182,900	214,900	255,200
15	184,900	216,400	256,000
16	186,900	217,600	257,000
17	189,100	219,000	257,600
18	191,200	220,500	258,500
19	193,300	222,000	259,500
20	195,400	223,500	260,400
21	197,500	224,700	261,300
22	199,700	226,400	262,300
23	201,900	228,100	263,200

24	204,100	229,800	264,200
25	206,100	231,100	265,400
26	207,400	232,800	266,500
27	208,600	234,500	267,700
28	209,900	236,200	268,900
29	211,100	237,800	270,100
30	212,200	239,200	271,600
31	213,500	240,500	273,200
32	214,700	241,600	274,600
33	216,000	242,800	276,200
34	217,300	243,900	277,700
35	218,600	244,800	279,000
36	219,900	245,900	280,300
37	221,100	246,800	281,900
38	222,500	247,900	283,300
39	223,800	248,800	284,800
40	225,200	249,900	286,200
41	226,100	250,400	287,500
42	227,500	251,300	289,000
43	228,900	252,200	290,500
44	230,300	253,100	292,100
45	231,500	253,900	293,400
46	232,900	254,900	294,800
47	234,200	255,800	296,300
48	235,500	256,800	297,800
49	236,500	257,800	298,900
50	237,600	258,900	300,200
51	238,600	260,100	301,400
52	239,700	261,300	302,800
53	240,600	262,400	304,200
54	241,700	263,900	305,500
55	242,700	265,300	306,900
56	243,700	266,700	308,300
57	244,400	268,200	309,100
58	245,400	269,800	310,300
59	246,100	271,300	311,500
60	247,100	272,800	312,900
61	248,000	274,200	314,000
62	249,000	275,700	315,300
63	249,800	277,200	316,600
64	250,800	278,500	317,800
65	251,700	279,900	319,100

66	252,600	281,400	320,400
67	253,700	282,900	321,700
68	254,600	284,400	323,000
69	255,400	285,500	323,700
70	256,500	287,000	324,800
71	257,600	288,500	325,900
72	258,700	289,900	326,800
73	260,100	290,900	328,100
74	261,400	292,300	328,800
75	262,700	293,500	329,900
76	263,900	294,800	331,100
77	264,900	296,200	332,200
78	266,000	297,500	333,400
79	267,300	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000
85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900
87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400

108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	

150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	249,800	335,000
2	252,300	338,000
3	254,800	340,900
4	257,300	343,800
5	259,500	346,500
6	263,300	349,700
7	267,100	352,800
8	270,900	355,900
9	274,500	358,700
10	278,500	361,400
11	282,500	364,500
12	286,500	367,700
13	290,300	370,600
14	294,300	374,100

15	298,200	377,100
16	302,100	380,700
17	305,800	384,300
18	309,400	387,000
19	312,900	389,500
20	316,500	392,100
21	320,100	394,900
22	323,800	397,200
23	327,300	399,700
24	330,600	401,800
25	334,100	403,800
26	336,800	406,100
27	339,400	408,300
28	342,000	410,600
29	344,800	412,900
30	346,700	415,000
31	348,900	417,000
32	351,300	419,100
33	353,500	421,000
34	355,800	422,800
35	357,900	424,600
36	360,200	426,600
37	362,400	428,500
38	364,800	430,500
39	367,000	432,400
40	369,000	434,400
41	371,300	436,200
42	372,500	438,000
43	373,900	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200

57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600
2	152,400	190,000	225,200
3	153,800	191,600	226,800
4	155,200	193,200	228,400
5	156,400	194,700	229,800
6	158,200	196,200	231,400
7	159,900	197,800	232,900
8	161,500	199,300	234,500
9	163,100	200,900	235,600
10	164,800	202,600	237,100
11	166,400	204,200	238,500
12	168,200	205,900	239,700
13	169,700	207,300	241,300
14	171,600	208,900	242,700
15	173,600	210,500	243,900
16	175,500	212,100	245,300
17	177,400	213,500	246,100
18	179,200	215,100	247,300
19	181,000	216,800	248,500
20	182,900	218,500	249,600
21	184,700	219,800	251,000
22	186,200	221,300	251,900
23	187,700	222,700	252,900
24	189,200	224,200	254,000
25	190,800	225,600	255,200
26	192,100	227,000	256,400
27	193,600	228,300	257,800
28	195,000	229,600	259,300
29	196,500	230,900	260,700
30	197,700	232,300	262,300
31	199,000	233,800	263,900
32	200,300	235,200	265,400
33	201,700	236,200	266,800
34	203,100	237,500	268,500
35	204,400	238,500	270,100
36	205,800	239,700	271,700
37	206,900	241,000	273,200

38	208,200	242,300	274,700
39	209,500	243,400	276,300
40	210,800	244,700	277,700
41	211,900	246,000	279,200
42	213,100	247,000	280,800
43	214,300	248,200	282,500
44	215,500	249,300	284,200
45	216,700	250,400	285,700
46	217,800	251,700	287,400
47	218,800	253,000	289,100
48	219,900	254,200	290,700
49	220,900	255,800	291,900
50	221,900	257,200	293,500
51	222,800	258,400	294,800
52	223,800	259,600	296,400
53	224,100	260,700	297,700
54	224,900	262,000	299,200
55	225,600	263,300	300,600
56	226,400	264,400	302,100
57	227,100	265,200	303,100
58	228,000	266,500	304,300
59	228,700	267,800	305,500
60	229,400	269,100	306,900
61	230,300	270,000	308,200
62	231,000	271,200	309,400
63	231,900	272,500	310,700
64	232,900	273,800	311,900
65	233,500	274,600	313,300
66	234,200	275,700	314,100
67	234,900	276,600	314,900
68	235,600	277,700	315,700
69	236,300	278,700	316,300
70	236,900	279,700	317,000
71	237,500	280,800	317,700
72	238,000	281,900	318,300
73	238,700	282,500	319,000
74	239,400	283,200	319,200
75	240,100	283,700	319,800
76	240,600	284,500	320,400
77	241,000	285,300	321,000
78	241,600	285,900	321,500
79	242,200	286,500	322,000

80	242,800	287,100	322,500
81	243,100	287,800	323,100
82	243,500	288,300	323,600
83	243,900	288,700	324,000
84	244,200	289,100	324,500
85	244,500	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000

3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100
18	193,100	222,200	260,000
19	195,200	223,700	261,000
20	197,300	225,200	261,800
21	199,300	226,300	262,700
22	201,500	228,000	263,600
23	203,700	229,700	264,500
24	205,900	231,400	265,500
25	207,800	232,700	266,700
26	209,100	234,400	267,600
27	210,300	236,100	268,800
28	211,600	237,800	270,000
29	212,800	239,400	271,200
30	213,900	240,800	272,600
31	215,200	242,100	274,100
32	216,400	243,200	275,400
33	217,700	244,400	277,000
34	219,000	245,500	278,400
35	220,300	246,400	279,600
36	221,600	247,500	280,800
37	222,700	248,400	282,400
38	224,100	249,500	283,600
39	225,400	250,400	285,000
40	226,800	251,500	286,200
41	227,700	251,900	287,500
42	229,100	252,800	289,000
43	230,500	253,700	290,500
44	231,900	254,400	292,100

45	233,100	255,200	293,400
46	234,500	256,100	294,800
47	235,800	257,000	296,300
48	237,100	258,000	297,800
49	238,100	259,000	298,900
50	239,200	260,000	300,200
51	240,200	261,200	301,400
52	241,300	262,400	302,800
53	242,200	263,500	304,200
54	243,300	264,900	305,500
55	244,200	266,200	306,900
56	245,200	267,500	308,300
57	245,900	269,000	309,100
58	246,900	270,500	310,300
59	247,600	271,900	311,500
60	248,400	273,300	312,900
61	249,200	274,700	314,000
62	250,200	276,000	315,300
63	251,000	277,400	316,600
64	252,000	278,500	317,800
65	252,900	279,900	319,100
66	253,700	281,400	320,400
67	254,800	282,900	321,700
68	255,700	284,400	323,000
69	256,500	285,500	323,700
70	257,500	287,000	324,800
71	258,400	288,500	325,900
72	259,400	289,900	326,800
73	260,800	290,900	328,100
74	262,100	292,300	328,800
75	263,200	293,500	329,900
76	264,300	294,800	331,100
77	265,300	296,200	332,200
78	266,300	297,500	333,400
79	267,500	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000
85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900

87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	

129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

告 示

那覇市告示第 415 号

令和 2 年 3 月 12 日

掲 示 済

市民税に関する申告期限の延長について

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第18条の2第1項の規定に基づき、同条例第36条の2第1項、第4項、第5項及び第8項に規定する個人の市民税の申告に関する期限のうち、その期限が令和2年3月16日のものについては、その期限を令和2年4月16日まで延長する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 424 号

令和 2 年 3 月 18 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように供用開始する。

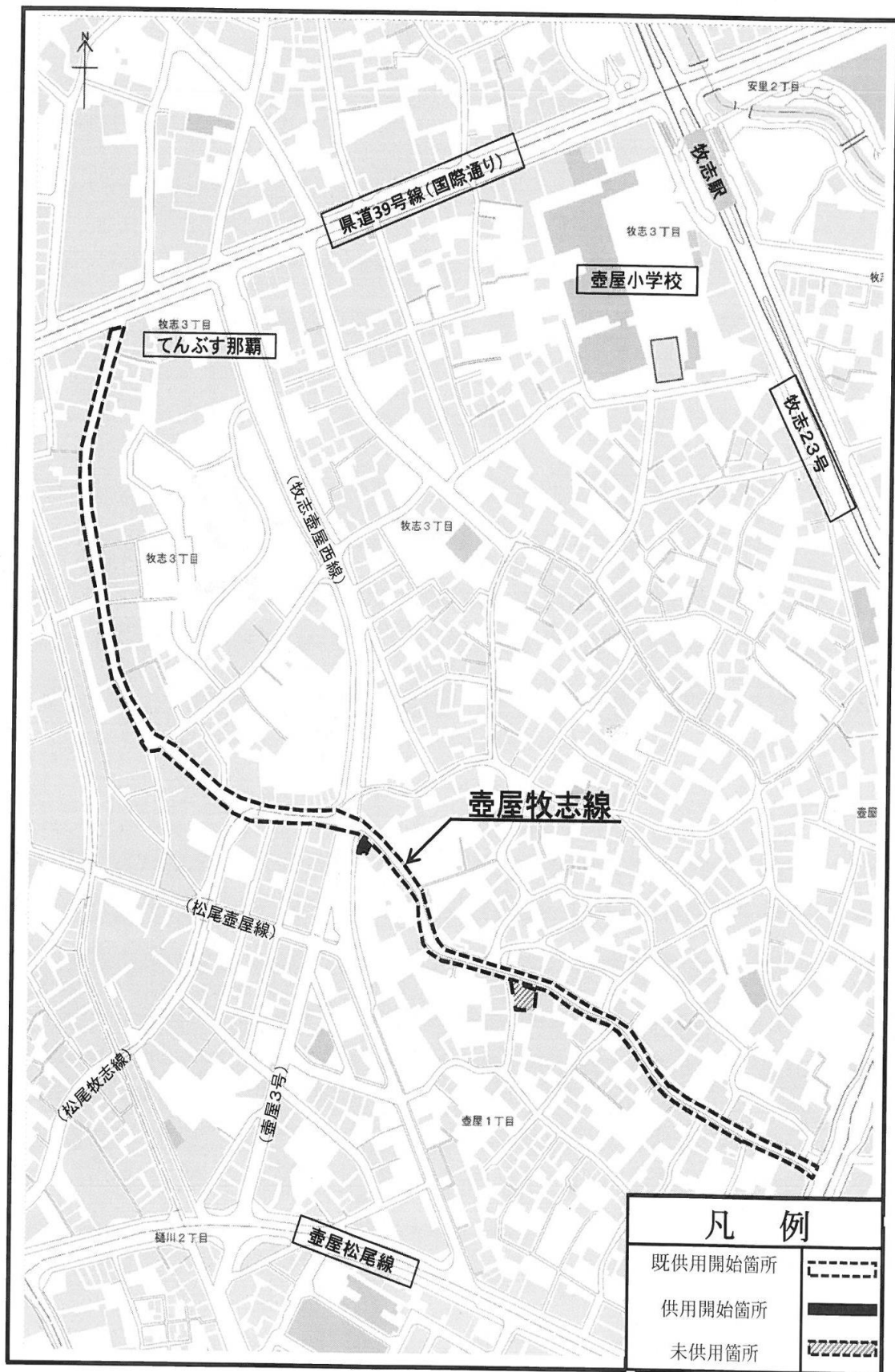
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

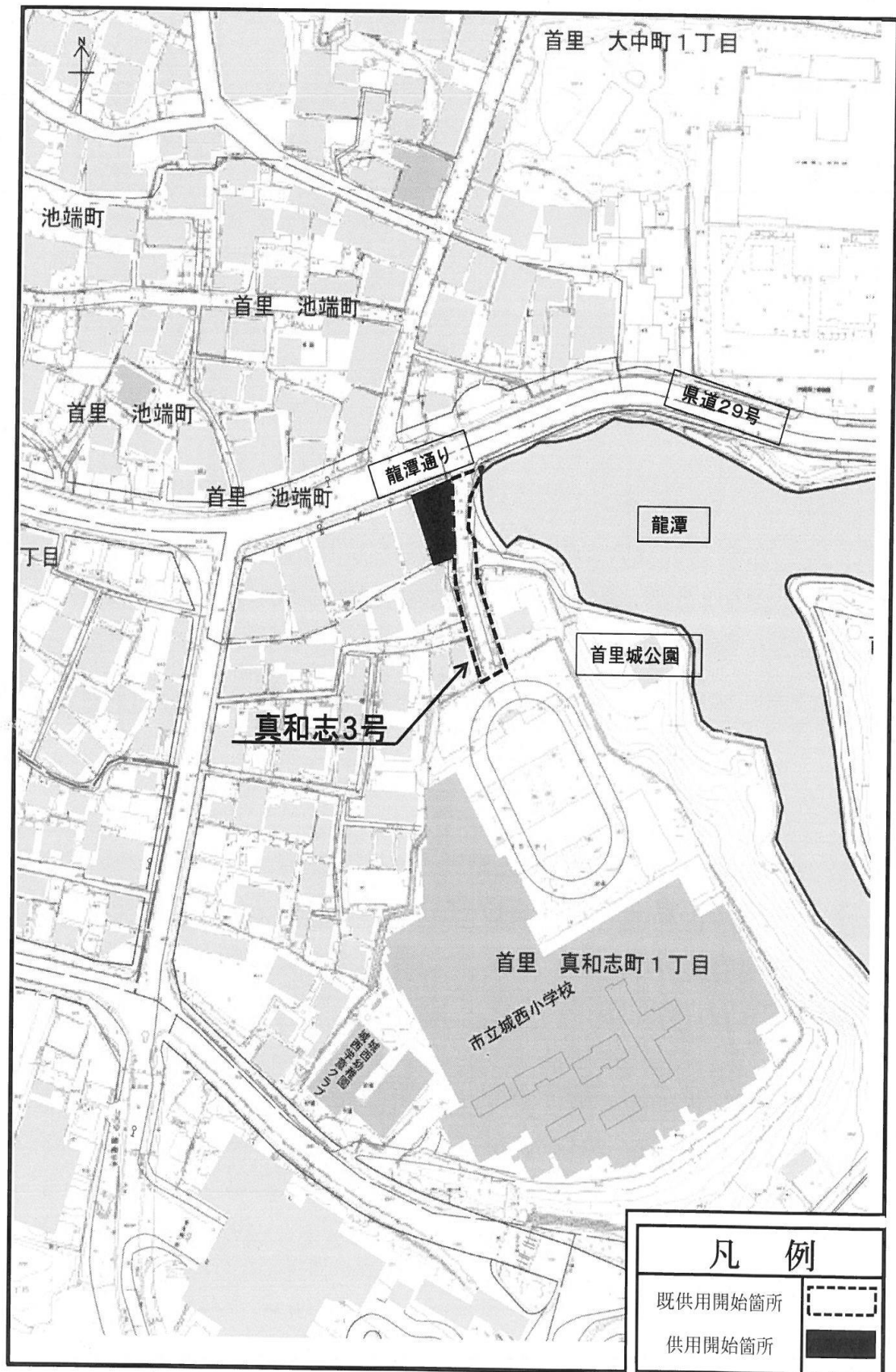
供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
90	壺屋牧志線	壺屋1丁目143番～ 牧志3丁目788番	759.1	5.7 ～12.3	
317	真和志3号	首里真和志町1丁目3番～ 真和志町1丁目2番	59.0	4.3 ～11.4	

市道路線の供用開始位置図(参考図①)



市道路線の供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 429 号

令和 2 年 3 月 19 日

掲 示 済

那覇市ともかぜ振興会館の指定管理者の指定について

那覇市ともかぜ振興会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月那覇市議会定例会において承認されたので、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市ともかぜ振興会館

所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地の 3

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人ともかぜ振興会

所在地 那覇市田原 3 丁目 11 番 8 号

代表者 代表理事 金城 栄一

3 指定期間

那覇市ともかぜ振興会館の供用開始の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

那 覇 市 告 示 第 4 号

令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年(2020 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,667,552 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,109,908 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		49,413,015	582,980	49,995,995
	1 市民税	21,772,172	101,190	21,873,362
	2 固定資産税	22,688,780	56,985	22,745,765
	3 軽自動車税	757,580	2,911	760,491
	4 市たばこ税	3,164,070	390,275	3,554,345
	5 入湯税	10,349	△1,103	9,246
	6 事業所税	1,020,064	32,722	1,052,786
2 地方譲与税		789,196	△43,852	745,344
	1 自動車重量譲与税	345,121	6,710	351,831
	3 特別とん譲与税	42,861	△15,789	27,072
	4 航空機燃料譲与税	257,525	△34,773	222,752
3 利子割交付金		35,488	△15,620	19,868
	1 利子割交付金	35,488	△15,620	19,868
4 配当割交付金		80,839	△13,171	67,668
	1 配当割交付金	80,839	△13,171	67,668
5 株式等譲渡所得割交付金		90,831	△23,807	67,024
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,831	△23,807	67,024
6 地方消費税交付金		5,916,766	19,092	5,935,858
	1 地方消費税交付金	5,916,766	19,092	5,935,858
7 自動車取得税交付金		76,155	4,296	80,451
	1 自動車取得税交付金	76,155	4,296	80,451

8 環境性能 割交付金		33,567	△17,648	15,919
	1 環境性能割 交付金	33,567	△17,648	15,919
9 国有提供 施設等所在 市町村助成 交付金		289,868	4	289,872
	1 国有提供施 設等所在市町 村助成交付金	289,868	4	289,872
10 地方特例 交付金		837,450	23,226	860,676
	1 地方特例交 付金	98,250	23,226	121,476
11 地方交付 税		9,830,987	49,796	9,880,783
	1 地方交付税	9,830,987	49,796	9,880,783
13 分担金及 び負担金		1,129,993	7,068	1,137,061
	2 負担金	1,129,992	7,068	1,137,060
14 使用料及 び手数料		3,326,831	45,051	3,371,882
	1 使用料	2,657,898	15,059	2,672,957
	2 手数料	668,933	29,992	698,925
15 国庫支出 金		43,734,176	△280,938	43,453,238
	1 国庫負担金	35,019,146	27,651	35,046,797
	2 国庫補助金	8,610,712	△310,391	8,300,321
	3 委託金	104,318	1,802	106,120
16 県支出金		17,475,088	△1,040,213	16,434,875
	1 県負担金	8,286,462	3,693	8,290,155
	2 県補助金	8,605,678	△1,018,157	7,587,521
	3 委託金	582,948	△25,749	557,199
17 財産収入		616,990	455,664	1,072,654
	1 財産運用収 入	428,895	4,319	433,214
	2 財産売払収 入	188,095	451,345	639,440
18 寄附金		87,277	1,835,563	1,922,840
	1 寄附金	87,277	1,835,563	1,922,840
19 繰入金		3,842,561	△290,170	3,552,391
	1 特別会計繰 入金	137,335	10,875	148,210
	2 基金繰入金	3,705,226	△301,045	3,404,181
20 繰越金		3,091,335	1,366,138	4,457,473
	1 繰越金	3,091,335	1,366,138	4,457,473
21 諸収入		1,439,843	79,993	1,519,836
	1 延滞金加算 金及び過料	44,201	10,424	54,625

	3 貸付金元利 収入	321,246	△5,738	315,508
	4 受託事業収 入	40,865	4,950	45,815
	5 雑入	1,032,028	70,357	1,102,385
22 市債		11,254,100	△1,075,900	10,178,200
	1 市債	11,254,100	△1,075,900	10,178,200
歳入合計		153,442,356	1,667,552	155,109,908

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		767,180	△2,115	765,065
	1 議会費	767,180	△2,115	765,065
2 総務費		16,520,939	3,320,990	19,841,929
	1 総務管理費	14,272,750	3,353,180	17,625,930
	2 徴税費	1,113,855	△6,239	1,107,616
	3 戸籍住民基 本台帳費	807,664	△2,091	805,573
	4 選挙費	164,146	△20,743	143,403
	5 統計調査費	54,398	△3,117	51,281
3 民生費		81,231,184	869,444	82,100,628
	1 社会福祉費	26,592,103	1,348,616	27,940,719
	2 児童福祉費	30,508,018	△458,123	30,049,895
	3 生活保護費	24,131,062	△21,049	24,110,013
4 衛生費		8,711,286	△280,748	8,430,538
	1 保健衛生費	4,829,597	△211,793	4,617,804
	2 清掃費	3,881,689	△68,955	3,812,734
5 労働費		34,666	△5,060	29,606
	1 労働諸費	34,666	△5,060	29,606
6 農林水産 業費		534,652	△15,677	518,975
	1 農業費	74,322	△14,412	59,910
	3 水産業費	447,200	△1,265	445,935
7 商工費		2,665,282	△85,421	2,579,861
	1 商工費	2,665,282	△85,421	2,579,861
8 土木費		14,211,624	△1,028,669	13,182,955
	1 土木管理費	251,315	△19,400	231,915
	2 道路橋りよ う費	1,252,358	△79,350	1,173,008
	3 港湾費	763,293	△73,702	689,591

	4 都市計画費	5,886,201	△944,577	4,941,624
	5 住宅費	6,058,457	88,360	6,146,817
9 消防費		3,171,357	△21,542	3,149,815
	1 消防費	3,171,357	△21,542	3,149,815
10 教育費		13,903,455	△946,550	12,956,905
	1 教育総務費	1,671,450	△114,612	1,556,838
	2 小学校費	6,303,031	△606,017	5,697,014
	3 中学校費	2,021,615	△86,861	1,934,754
	4 幼稚園費	62,527	△41,644	20,883
	5 社会教育費	1,967,546	△81,351	1,886,195
	6 保健体育費	1,877,286	△16,065	1,861,221
12 公債費		11,612,030	△137,100	11,474,930
	1 公債費	11,612,030	△137,100	11,474,930
歳出合計		153,442,356	1,667,552	155,109,908

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			3,463,999
	1 総務管理費		3,463,999
		首里城再建支援プロジェクト事業	1,600,000
		小禄支所建設整備事業	34,870
		歴史資料編集・普及事業	1,210
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	1,821,264
		新文化振興基本計画策定事業	6,655
3 民生費			332,011
	1 社会福祉費		5,933
		那覇市壺川老人福祉センター耐震診断事業	5,933
	2 児童福祉費		326,078
		老朽化保育所増改築等事業	233,481
		待機児童解消等加速化事業	32,219
		石嶺小区児童クラブ活動拠点整備事業	26,003

		大道こども園増改築事業	8,073
		天妃こども園園舎建設事業	25,194
		識名小区児童クラブ活動拠点整備事業	1,108
6 農林水産業費			104,865
	3 水産業費		104,865
		那覇空港南側船揚場整備事業	104,865
7 商工費			528,645
	1 商工費		528,645
		那覇市プレミアム付商品券事業	193,941
		観光協会空調設備整備事業	9,036
		沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	325,668
8 土木費			774,579
	1 土木管理費		9,123
		地下壕対策事業	2,500
		那覇市住生活基本計画改定業務	6,623
	2 道路橋りょう費		142,122
		私道整備補助金	2,332
		道路維持事業	35,042
		道路新設改良事業(単独)	14,992
		バス停上屋整備事業	18,615
		交流オアシス整備事業	11,100
		歴史散歩道整備事業	11,128
		交通安全施設整備事業(特交金)	38,913
		交通安全施設整備事業(特交金)	4,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	6,000
	4 都市計画費		222,128
		景観形成推進事業	1,000
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	8,750

		無電柱化引込設備事業負担金	2,855
		都市計画マスタープラン策定事業	3,005
		立地適正化計画策定事業	1,209
		街路樹維持管理費	5,008
		街路整備事業(単独)	4,810
		モノレール・インフラ等修繕	21,000
		沖縄都市モノレール延長事業	37,992
		公園維持管理費	7,000
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	64,499
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	20,000
		福州園再整備事業	45,000
	5 住宅費		401,206
		市営住宅維持管理費	15,534
		市営住宅ストック総合改善事業	46,355
		市営住宅ストック総合改善事業(防災安全)	111,478
		市営住宅ストック総合改善事業(改良住宅)	161,229
		真地市営住宅建替事業	59,276
		那覇市市営住宅ストック総合活用計画改定事業	7,334
9 消防費			47,400
	1 消防費		47,400
		(仮称)小禄南出張所整備事業	47,400
10 教育費			2,700,332
	2 小学校費		2,323,053
		小学校管理運営費	12,466
		小学校防災強化事業(昇降機)	12,705
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	95,845

		城南小学校擁壁改修工事	38,991
		小学校環境整備事業（屋内運動場照明整備）	5,654
		小学校教材等整備費	538
		石嶺小学校校舎建設事業	1,360,127
		高良小学校校舎建設事業	136,103
		神原小学校屋内運動場建設事業	106,139
		学校施設耐震化事業（安謝小学校耐震改修）	30,508
		開南小学校屋内運動場建設事業	83,716
		宇栄原小学校屋内運動場建設事業	83,919
		高良小学校屋内運動場建設事業	76,015
		上間小学校屋内運動場建設事業	96,964
		天妃小学校屋内運動場建設事業	85,560
		識名小学校校舎建設事業	30,944
		与儀小学校校舎建設事業	36,643
		与儀小学校屋内運動場建設事業	8,853
		地域・学校連携施設（石嶺小）建設事業	20,295
		地域・学校連携施設（与儀小）建設事業	1,068
	3 中学校費		347,384
		中学校防災強化事業（昇降機）	5,482
		中学校空調機機能復旧事業	36,949
		中学校環境整備事業（トイレ整備）	53,498
		鏡原中学校屋内運動場建設事業	166,440

		神原中学校校舎建設事業	10,000
		安岡中学校屋内運動場建設事業	75,015
	5 社会教育費		26,757
		小禄道路敷設に伴う埋蔵文化財発掘調査	26,290
		博物館管理運営費	467
	6 保健体育費		3,138
		高良小学校給食調理場改築事業	3,138
合 計			7,951,831

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			520, 815		1, 229, 199
	2 道路 橋りょう 費		236, 600		333, 441
		道路維持管理 事業	17, 600	道路維持管理 事業	35, 307
		道路新設改良 事業（社会資 本交付金）	219, 000	道路新設改良 事業（社会資 本交付金）	298, 134
	4 都市 計画費		284, 215		895, 758
		街路整備事業 （公共投資交 付金）	201, 215	街路整備事業 （公共投資交 付金）	731, 868
		公園整備事業 （社会資本整 備 総 合 交 付 金）	83, 000	公園整備事業 （社会資本整 備 総 合 交 付 金）	163, 890
合 計		520, 815		1, 229, 199	

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
人材育成支援センターまーいまーい Naha 管理運営事業 (オープニングセレモニー業務委託) (生涯学習課)	令和元年度から 令和 2 年度まで	497

2 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
宇栄原市営住宅第 5 期建替事業 (市営住宅課)	令和元年度から 令和 3 年度まで	2, 228, 154

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業	31, 700	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	30, 200	補正前に同じ		
2 公立文化施設整備事業	1, 031, 700				957, 300			
4 道路整備事業	111, 300				88, 400			
5 都市計画事業	311, 200				179, 200			
6 都市公園整備事業	232, 400				207, 100			
7 市営住宅建設事業	970, 900				939, 500			
8 社会福祉施設整備事業	148, 000				111, 400			
9 消防施設整備事業	196, 400				187, 900			
10 教育施設整備事業	2, 408, 600				1, 665, 300			

那 覇 市 告 示 第 5 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第9号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第9号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,208,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		43,453,238	18,771	43,472,009
	2 国庫補助金	8,300,321	18,771	8,319,092
19 繰入金		3,552,391	80,048	3,632,439
	2 基金繰入金	3,404,181	80,048	3,484,229
歳 入 合 計		155,109,908	98,819	155,208,727

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		2,579,861	83,243	2,663,104
	1 商工費	2,579,861	83,243	2,663,104
10 教育費		12,956,905	15,576	12,972,481
	5 社会教育費	1,886,195	15,576	1,901,771
歳 出 合 計		155,109,908	98,819	155,208,727

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費			83,243
	1 商工費		83,243
		首里当蔵公社住宅跡地整備事業	75,243
		「古琉球・近世琉球」周遊促進事業	8,000
10 教育費			15,464
	5 社会教育費		15,464
		首里城周辺地域整備事業	15,464
合 計			98,707

那 覇 市 告 示 第 6 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020 年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第10号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第10号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,308,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		3,632,439	100,000	3,732,439
	2 基金繰入金	3,484,229	100,000	3,584,229
歳入合計		155,208,727	100,000	155,308,727

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 予備費		78,696	100,000	178,696
	1 予備費	78,696	100,000	178,696
歳出合計		155,208,727	100,000	155,308,727

那 覇 市 告 示 第 7 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年(2020 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第 1 号)

令和元年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 552 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 348,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		349,001	△552	348,449
	1 貸付金元利収入	349,001	△552	348,449
歳 入 合 計		349,001	△552	348,449

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		349,001	△552	348,449
	1 公債費	349,001	△552	348,449
歳 出 合 計		349,001	△552	348,449

那 覇 市 告 示 第 8 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計予算

令和2年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,597,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 市税		50,032,898
	1 市民税	21,331,094
	2 固定資産税	23,247,497
	3 軽自動車税	781,601
	4 市たばこ税	3,598,458
	5 入湯税	8,441
	6 事業所税	1,065,807

2	地方譲与税		820, 873
	1	自動車重量譲与税	361, 212
	2	地方道路譲与税	1
	3	特別とん譲与税	27, 072
	4	航空機燃料譲与税	277, 549
	5	地方揮発油譲与税	127, 393
3	利子割交付金		19, 187
	1	利子割交付金	19, 187
4	配当割交付金		69, 304
	1	配当割交付金	69, 304
5	株式等譲渡所得割交付金		61, 297
	1	株式等譲渡所得割交付金	61, 297
6	地方消費税交付金		6, 851, 205
	1	地方消費税交付金	6, 851, 205
7	環境性能割交付金		44, 007
	1	環境性能割交付金	44, 007
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金		289, 872
	1	国有提供施設等所在市町村助成交付金	289, 872
9	地方特例交付金		114, 596
	1	地方特例交付金	114, 596
10	地方交付税		8, 564, 920
	1	地方交付税	8, 564, 920
11	交通安全対策特別交付金		50, 000
	1	交通安全対策特別交付金	50, 000
12	法人事業税交付金		625, 214
	1	法人事業税交付金	625, 214
13	分担金及び負担金		778, 394
	1	分担金	1
	2	負担金	778, 393
14	使用料及び手数料		3, 400, 221
	1	使用料	2, 683, 949
	2	手数料	716, 272
15	国庫支出金		42, 466, 703
	1	国庫負担金	36, 046, 439
	2	国庫補助金	6, 333, 454
	3	委託金	86, 810
16	県支出金		18, 562, 286
	1	県負担金	8, 634, 021
	2	県補助金	9, 226, 685
	3	委託金	701, 580
17	財産収入		604, 742
	1	財産運用収入	438, 608
	2	財産売払収入	166, 134
18	寄附金		111, 817
	1	寄附金	111, 817

19 繰入金		5,374,050
	1 特別会計繰入金	3,988
	2 基金繰入金	5,370,062
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,495,814
	1 延滞金加算金及び過料	53,571
	2 市預金利子	836
	3 貸付金元利収入	318,827
	4 受託事業収入	55,868
	5 雑入	1,066,712
22 市債		16,759,600
	1 市債	16,759,600
歳 入 合 計		157,597,000

歳 出

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 議会費		774,601
	1 議会費	774,601
2 総務費		19,615,895
	1 総務管理費	17,120,630
	2 徴税費	1,224,867
	3 戸籍住民基本台帳費	811,641
	4 選挙費	164,089
	5 統計調査費	187,570
	6 監査委員費	107,098
3 民生費		82,564,307
	1 社会福祉費	27,443,066
	2 児童福祉費	30,850,717
	3 生活保護費	24,270,523
	4 災害救助費	1
4 衛生費		9,941,221
	1 保健衛生費	6,274,838
	2 清掃費	3,666,383
5 労働費		36,206
	1 労働諸費	36,206
6 農林水産業費		423,519
	1 農業費	88,800
	2 林業費	27,769
	3 水産業費	306,950
7 商工費		2,420,938
	1 商工費	2,420,938

8 土木費		12,489,952
	1 土木管理費	235,747
	2 道路橋りょう費	1,176,387
	3 港湾費	702,688
	4 都市計画費	6,675,797
	5 住宅費	3,699,333
9 消防費		3,276,014
	1 消防費	3,276,014
10 教育費		14,451,272
	1 教育総務費	1,673,676
	2 小学校費	6,547,618
	3 中学校費	2,782,357
	4 幼稚園費	10,378
	5 社会教育費	1,594,331
	6 保健体育費	1,842,912
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		11,533,070
	1 公債費	11,533,070
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		157,597,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
那覇市制施行 100 周年記念事業(市政功労章等の購入)(秘書広報課)	令和2年度から 令和3年度まで	3,864
(仮称)大嶺コミュニティセンター建設事業(平和交流・男女参画課)	令和2年度から 令和3年度まで	535,275
那覇市ふるさとづくり寄附金事業(企画調整課)	令和2年度から 令和7年度まで	寄附金額 の 50 % (消費税及び地方消費税を含む)
庁内統合型地理情報システム再構築・運用事業(情報政策課)	令和2年度から 令和7年度まで	39,160
公共施設予約システム再構築・運用事業(情報政策課)	令和2年度から 令和7年度まで	10,760

本庁・支所間住基ネットワーク専用回線通信費（情報政策課）	令和2年度から 令和7年度まで	5,738
自治体中間サーバー接続端末等機器導入及び保守料（情報政策課）	令和2年度から 令和8年度まで	11,192
アクセスログ検索システム（情報政策課）	令和3年度から 令和7年度まで	1,984
データ印字業務委託契約B・C（情報政策課）	令和2年度から 令和3年度まで	18,933
自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う設定作業（情報政策課）	令和2年度から 令和3年度まで	1,089
コンビニ証明発行システム（情報政策課）	令和2年度から 令和8年度まで	26,430
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（納税課）	令和2年度から 令和7年度まで	104,664
統合端末メンテナンスリース（ハイサイ市民課）	令和3年度から 令和7年度まで	3,448
新文化芸術発信拠点施設整備事業（備品等購入）（文化振興課）	令和2年度から 令和3年度まで	353,336
パレット市民劇場舞台設備等整備事業（文化振興課）	令和2年度から 令和3年度まで	191,950
チケットシステム導入業務（文化振興課）	令和2年度から 令和7年度まで	4,653
施設予約システム導入業務（文化振興課）	令和2年度から 令和7年度まで	6,435
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課）	令和2年度から 令和13年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
琉球泡盛100年古酒保存事業（商工農水課）	令和2年度から 令和3年度まで	1,000
家庭ごみ有料化事業（印刷製本費）（廃棄物対策課）	令和3年度	10,325
家庭ごみ有料化事業（業務委託料）（廃棄物対策課）	令和3年度から 令和4年度まで	185,902

那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業（障害福祉課）	令和2年度から 令和7年度まで	127,516
識名小区児童クラブ活動拠点整備事業（実施設計）（こども政策課）	令和3年度	2,482
若狭小区児童クラブ活動拠点整備事業（こども政策課）	令和2年度から 令和3年度まで	57,296
小禄小区児童クラブ活動拠点整備事業（こども政策課）	令和3年度	18,207
古波蔵児童館管理運営委託料（こども政策課）	令和2年度から 令和7年度まで	65,190
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（こどもみらい課）	令和2年度から 令和7年度まで	2,079
那覇市母子・父子福祉センター管理運営委託料（子育て応援課）	令和2年度から 令和7年度まで	15,105
那覇市母子生活支援センターさくら管理運営委託料（子育て応援課）	令和2年度から 令和7年度まで	283,510
大道こども園給食調理業務委託事業（こども教育保育課）	令和2年度から 令和7年度まで	116,149
那覇市波の上ビーチ広場管理運営事業（公園管理課）	令和2年度から 令和7年度まで	21,705
那覇市松山公園文化交流施設管理運営事業（公園管理課）	令和2年度から 令和7年度まで	88,150
有料公園施設使用料コンビニ納付事業（公園管理課）	令和2年度から 令和7年度まで	9,000
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（市営住宅課）	令和2年度から 令和7年度まで	2,221
宇栄原市営住宅第5期建替事業（市営住宅課）	令和2年度から 令和4年度まで	2,011,390
宇栄原市営住宅建替事業（第6期実施設計）（市営住宅課）	令和2年度から 令和3年度まで	157,698
那覇市若狭公民館指定管理事業（生涯学習課）	令和2年度から 令和7年度まで	109,135
那覇市繁多川公民館指定管理事業（生涯学習課）	令和2年度から 令和7年度まで	109,135
若狭小学校地域・学校連携施設建設事業（生涯学習課）	令和2年度から 令和3年度まで	53,477
与儀小学校地域・学校連携施設建設事業（実施設計）（生涯学習課）	令和3年度	3,449
那覇市給付型奨学金事業（平成30年度採用者）（生涯学習課）	令和3年度から 令和4年度まで	5,652
那覇市給付型奨学金事業（令和元年度採用者）（生涯学習課）	令和3年度から 令和5年度まで	21,600
那覇市給付型奨学金事業（令和2年度採用者）（生涯学習課）	令和3年度から 令和8年度まで	28,800
那覇市体育施設管理運営事業（市民スポーツ課）	令和2年度から 令和7年度まで	378,465

垣花小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	657, 401
若狭小学校校舎建設事業 (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	2, 133, 779
開南小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	880, 768
高良小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	516, 882
識名小学校校舎建設事業 (実施設計) (施設課)	令和 3 年度	50, 438
識名小学校校舎建設事業 (地すべり対策工事) (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	149, 668
与儀小学校校舎建設事業 (実施設計) (施設課)	令和 3 年度	45, 417
石嶺小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	493, 879
天妃小学校校舎建設事業 (実施設計) (施設課)	令和 3 年度	86, 444
識名小学校屋内運動場建設事業 (実施設計) (施設課)	令和 3 年度	29, 278
与儀小学校屋内運動場建設事業 (実施設計) (施設課)	令和 3 年度	26, 138
上間小学校屋内運動場建設事業 (外構工事) (施設課)	令和 3 年度	147, 906
安岡中学校屋内運動場建設事業 (屋外環境設計) (施設課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	9, 922
小禄小学校屋外倉庫等建設事業 (施設課)	令和 3 年度	39, 837
学校給食調理業務委託事業 (安謝学校給食センター) (学校給食課)	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	161, 121
学校給食調理業務委託事業 (古蔵学校給食センター) (学校給食課)	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	164, 632
学校給食調理業務委託事業 (天久学校給食センター) (学校給食課)	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	192, 591
与儀小学校給食調理場改築事業 (設計) (学校給食課)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	17, 377
学校給食搬送業務委託事業 (高良学校給食センター) (学校給食課)	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	1, 936

第 3 表 地方債

(単位: 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 特定地域施設整備事業	13,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	償還期間 は、据置期 間を含め3 0年以内と する。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 に よ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中で あっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることがで きる。
2 庁舎建設事業	67,500			
3 公立文化施設整備事業	5,805,000			
4 社会福祉施設整備事業	230,700			
5 病院事業貸付金	1,583,100			
6 一般廃棄物処理事業	28,300			
7 農林水産事業	91,800			
8 公設市場再整備事業	201,900			
9 道路整備事業	115,500			
10 交通事業	163,100			
11 都市計画事業	311,300			
12 都市公園整備事業	214,800			
13 市営住宅建設事業	510,800			
14 消防施設整備事業	321,200			
15 教育施設整備事業	2,608,900			
16 臨時財政対策債	4,316,000			
計	16,583,600			

那 覇 市 告 示 第 9 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

令和2年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ329,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		329,009
	1 貸付金元利収入	329,009
歳 入 合 計		329,009

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		329,009
	1 公債費	329,009
歳 出 合 計		329,009

那 覇 市 告 示 第 10 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和元年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ714,175千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,414,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		5,440,967	△94,278	5,346,689
	1 介護保険料	5,440,967	△94,278	5,346,689
3 国庫支出金		6,666,779	△223,995	6,442,784
	1 国庫負担金	4,544,794	△112,455	4,432,339
	2 国庫補助金	2,121,985	△111,540	2,010,445
4 支払基金交付金		6,930,589	△182,179	6,748,410
	1 支払基金交付金	6,930,589	△182,179	6,748,410
5 県支出金		3,855,641	△90,359	3,765,282
	1 県負担金	3,383,335	△84,673	3,298,662
	2 県補助金	472,305	△5,686	466,619
6 財産収入		110	941	1,051
	1 財産運用収入	110	941	1,051
7 繰入金		4,326,009	△124,038	4,201,971
	1 他会計繰入金	4,326,008	△124,038	4,201,970
9 諸収入		4,675	△267	4,408
	1 延滞金、加算金及び過料	1,973	△714	1,259
	2 雑入	2,702	447	3,149
歳 入 合 計		28,129,105	△714,175	27,414,930

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		899,943	△41,344	858,599
	1 総務管理費	601,749	△32,594	569,155
	2 徴収費	33,338	△678	32,660
	3 介護認定審査会費	264,856	△8,072	256,784
2 保険給付費		24,394,243	△606,097	23,788,146
	1 介護サービス等諸費	23,884,707	△612,720	23,271,987
	2 介護予防サービス等諸費	482,417	5,127	487,544
	3 その他諸費	27,119	1,496	28,615
4 基金積立金		584,703	939	585,642
	1 基金積立金	584,703	939	585,642

5 地域支援事業費		1,841,518	△63,403	1,778,115
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,054,780	△68,184	986,596
	3 包括的支援事業・任意事業費	658,958	4,781	663,739
6 諸支出金		368,560	△4,270	364,290
	1 償還金及び還付加算金	235,763	△5,249	230,514
	2 繰出金	132,797	979	133,776
歳 出 合 計		28,129,105	△714,175	27,414,930

第2表 繰越明許費

単位:千円

款	項	事業名	金額
1 総務費			70,560
	1 総務管理費		70,560
		地域医療介護施設整備等助成事業	70,560
合 計			70,560

第3表 債務負担行為補正

廃止

単位:千円

事項	期間	限度額
在宅医療・介護連携推進事業（平成29年度設定 消費税率引上げ追加分）	令和元年度から令和3年度まで	970

那 覇 市 告 示 第 11 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市介護保険事業特別会計予算

令和2年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,175,554千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 介護保険料		5,481,009
	1 介護保険料	5,481,009
2 使用料及び手数料		1,912
	1 手数料	1,912
3 国庫支出金		6,674,528
	1 国庫負担金	4,679,172
	2 国庫補助金	1,995,356
4 支払基金交付金		7,080,160
	1 支払基金交付金	7,080,160
5 県支出金		4,275,559
	1 県負担金	3,466,341
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	809,217
6 財産収入		168
	1 財産運用収入	168
7 繰入金		4,660,171
	1 他会計繰入金	4,660,170
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,044
	1 延滞金、加算金及び過料	1,094
	2 雑入	950
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳入合計		28,175,554

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		1, 219, 236
	1 総務管理費	893, 861
	2 徴収費	39, 303
	3 介護認定審査会費	286, 072
2 保険給付費		25, 063, 112
	1 介護サービス等諸費	24, 520, 161
	2 介護予防サービス等諸費	513, 515
	3 その他諸費	29, 436
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		170
	1 基金積立金	170
5 地域支援事業費		1, 876, 432
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1, 014, 302
	2 一般介護予防事業費	140, 844
	3 包括的支援事業・任意事業費	716, 661
	4 その他諸費	4, 625
6 諸支出金		16, 602
	1 償還金及び還付加算金	16, 601
	2 繰出金	1
7 保健福祉事業費		1
	1 保健福祉事業費	1
歳出合計		28, 175, 554

第2表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）	令和2年度から 令和3年度まで	239, 904
特別養護老人ホーム整備補助金（ちゃーがんじゅう課）	令和2年度から 令和3年度まで	367, 260
コンビニエンスストア収納代行業務委託（ちゃーがんじゅう課）	令和2年度から 令和7年度まで	12, 760

那 覇 市 告 示 第 12 号

令 和 2 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
屋宜内科医院	医療法人 かねや	令和2年2月3日～ 令和8年2月2日
那覇市古波蔵4丁目13番9号 SSKビル2階		
アイワ薬局 松島店	有限会社 結	令和2年2月1日～ 令和8年1月31日
那覇市松島2－1－19		
あいあい薬局	合同会社ガロ	令和2年2月1日～ 令和8年1月31日
那覇市高良3－6－16		

那 覇 市 告 示 第 13 号

令 和 2 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
あいあい薬局	株式会社ピュアファーマシー	令和2年1月31日
那覇市高良3－6－16		
あらかき歯科	新垣 繁信	令和2年3月1日
那覇市寄宮 153－ 1 2F		

那 覇 市 告 示 第 14 号

令 和 2 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
施術機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
久志 竜裕	柔道整復	令和2年2月18日
一丸堂整骨院 久米院	那覇市久米1-8-5 3F	

那 覇 市 告 示 第 15 号

令 和 2 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
介護機関の休止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター 若狭 (通所介護、介護予防通所介護)	令和2年2月29日
那覇市若狭三丁目5番17号	

那 覇 市 告 示 第 16 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580,837千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,469,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5,533,841	229,453	5,763,294
	1 国民健康保険税	5,533,841	229,453	5,763,294
3 国庫支出金		1	264	265
	1 国庫補助金	1	264	265
4 県支出金		27,483,955	△247,731	27,236,224
	1 県負担金	27,483,954	△247,731	27,236,223

6 繰入金		4,440,888	622,907	5,063,795
	1 他会計繰入金	4,440,887	622,907	5,063,794
8 諸収入		1,290,629	△1,185,730	104,899
	3 雑入	1,263,635	△1,185,730	77,905
歳 入 合 計		39,050,590	△580,837	38,469,753

歳 出

単位：千円

1 総務費		685,405	△6,480	678,925
	1 総務管理費	524,060	△6,480	517,580
2 保険給付費		26,527,636	△479,435	26,048,201
	1 療養諸費	22,440,137	△408,232	22,031,905
	2 高額療養費	3,808,563	△30,903	3,777,660
	4 出産育児諸費	268,935	△40,300	228,635
3 国民健康保険事業費納付金		10,986,330	△344	10,985,986
	1 医療費給付分	8,009,970	0	8,009,970
	2 後期高齢者支援金等分	2,131,535	0	2,131,535
	3 介護納付金分	844,825	△344	844,481
6 保健事業費		275,868	△11,418	250,694
	1 特定健康診査等事業費	240,520	△10,166	230,354
	2 保健事業費	21,592	△1,252	20,340
9 諸支出金		66,597	220,996	287,593
	1 償還金及び還付加算金	62,018	222,676	294,694
	3 指定公費の立替	2,280	△1,680	600
10 予備費		508,750	△308,750	200,000
	1 予備費	508,750	△308,750	200,000
歳 出 合 計		39,050,590	△580,837	38,469,753

那 覇 市 告 示 第 17 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,507,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,749,987	千円 75,112	千円 2,825,099
	1 後期高齢者医療保険料	2,749,987	75,112	2,825,099
3 繰入金		637,598	11,537	649,135
	1 一般会計繰入金	637,598	11,537	649,135
歳 入 合 計		3,420,596	86,649	3,507,245

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,373,846	千円 86,649	千円 3,460,495
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,373,846	86,649	3,460,495
歳 出 合 計		3,420,596	86,649	3,507,245

那 覇 市 告 示 第 18 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,952,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,449,117
	1 国民健康保険税	5,449,117
2 使用料及び手数料		8,824
	1 手数料	8,824
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		27,667,188
	1 県負担金	27,667,187
	2 財政安定化基金支出金	1

5 財産収入		31
	1 財産運用収入	31
6 繰入金		4, 578, 521
	1 他会計繰入金	4, 578, 520
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1, 248, 886
	1 延滞金加算金及び過料	18, 200
	2 預金利子	3
	3 雑入	1, 230, 683
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		38, 952, 571

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		706, 770
	1 総務管理費	540, 179
	2 徴税費	80, 954
	3 運営協議会費	726
	4 収納率向上特別対策事業費	47, 119
	5 医療費適正化特別対策事業費	37, 792
2 保険給付費		26, 598, 216
	1 療養諸費	22, 227, 208
	2 高額療養費	4, 108, 881
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	252, 126
	5 葬祭諸費	9, 500
3 国民健康保険事業費納付金		10, 789, 492
	1 医療給付費分	7, 915, 751
	2 後期高齢者支援金等分	2, 050, 866
	3 介護納付金分	822, 875
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1

6 保健事業費		285,766
	1 特定健康診査等事業費	246,891
	2 保健事業費	38,875
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		62,220
	1 償還金及び還付加算金	61,718
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	500
10 予備費		510,103
	1 予備費	510,103
歳 出 合 計		38,952,571

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託（国民健康保険課）	令和2年度から 令和7年度まで	66,368

那 覇 市 告 示 第 19 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年（2020年）2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,397,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,914,219
	1 後期高齢者医療保険料	2,914,219
2 使用料及び手数料		626
	1 手数料	626
3 繰入金		643,955
	1 一般会計繰入金	643,955
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,399
	1 延滞金、加算金及び過料	605
	2 償還金及び還付加算金	7,747
	3 預金利子	1
	4 雑入	46
歳 入 合 計		3,567,200

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		44,772
	1 総務管理費	29,761
	2 徴収費	15,011
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,514,681
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,514,681
3 諸支出金		7,747
	1 償還金及び還付加算金	7,746
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3,567,200

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託（国民健康保険課）	令和2年度から 令和7年度まで	6,664

那 覇 市 告 示 第 20 号

令 和 2 年 4 月 1 日

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約
- 2 受託者の住所 浦添市字経塚 720 番地
- 3 受託者の名称 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武
- 4 委託期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

那 覇 市 告 示 第 21 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 7,452	千円 △320	千円 7,132
	2 真嘉比古島第二繰入金	320	△320	0
4 繰越金		4	6,008	6,012
	1 総務管理繰越金	1	1,274	1,275
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1	113	114
	3 壺川繰越金	1	26	27
	4 真嘉比古島第二繰越金	1	4,595	4,596
歳 入 合 計		17,661	5,688	23,349

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 7,474	千円 6,008	千円 13,482
	1 総務管理費	7,474	6,008	13,482
2 土地区画整理事業費		2,209	△320	1,889
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,209	△320	1,889
歳 出 合 計		17,661	5,688	23,349

那覇市告示第 22 号

令和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,486,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		504,475	△284	504,191
	1 国庫補助金	504,475	△284	504,191
2 繰入金		312,136	△13,126	299,010
	1 一般会計繰入金	312,136	△13,126	299,010
3 繰越金		1	358	359
	1 繰越金	1	358	359
4 市債		365,900	△100	365,800
	1 市債	365,900	△100	365,800
歳 入 合 計		1,499,992	△13,152	1,486,840

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 1, 243, 452	千円 △26	千円 1, 243, 426
	1 都市再開発事業費	1, 243, 452	△26	1, 243, 426
2 公債費		256, 540	△13, 126	243, 414
	1 公債費	256, 540	△13, 126	243, 414
歳 出 合 計		1, 499, 992	△13, 152	1, 486, 840

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 都市再開発事業費			千円 1, 087, 460
	1 都市再開発事業費		1, 087, 460
		農連市場地区市街地再開発事業（防災街区整備事業）	1, 087, 460
合 計			1, 087, 460

第3表 地方債補正
変更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
1 都市再開発事業	365, 900	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	365, 800	補正前に同じ		

那 覇 市 告 示 第 23 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,734千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		4
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	3
3 繰入金		6,835
	1 総務管理繰入金	4,064
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,771
	3 基金繰入金	0
4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 壺川繰越金	0
	4 真嘉比古島第二繰越金	1

5 諸収入		2
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	3 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		4, 590
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	4, 590
7 清算徴収金		4, 298
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	666
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	3, 632
歳 入 合 計		15, 734

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 7, 135
	1 総務管理費	7, 135
2 土地区画整理事業費		851
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	851
3 清算費		1, 234
	1 真嘉比古島第二地区清算費	1, 234
4 基金積立金		4, 594
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4, 591
5 公債費		1, 920
	1 公債費	1, 920
歳 出 合 計		15, 734

那 覇 市 告 示 第 24 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

令和2年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ306,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 3,250
	1 国庫補助金	3,250
2 繰入金		300,905
	1 一般会計繰入金	300,905
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 県支出金		2,550
	1 県補助金	2,550
歳 入 合 計		306,706

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 15,754
	1 都市再開発事業費	15,754
2 公債費		290,952
	1 公債費	290,952
歳 出 合 計		306,706

那 覇 市 告 示 第 25 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年(2020 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和元年度那覇市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和元年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,363,211 千円	128,832 千円	8,492,043 千円
第 1 項	営業収益	7,763,814 千円	707 千円	7,764,521 千円
第 2 項	営業外収益	599,396 千円	△54,881 千円	544,515 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	183,006 千円	183,007 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,863,648 千円	△233,697 千円	7,629,951 千円
第 1 項	営業費用	7,677,570 千円	△436,526 千円	7,241,044 千円
第 2 項	営業外費用	164,678 千円	19,822 千円	184,500 千円
第 3 項	特別損失	1,400 千円	183,007 千円	184,407 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 955,922 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 54,615 千円、減債積立金 257,159 千円、建設改良積立金 439,147 千円及び過年度分損益勘定留保資金 205,001 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,022,338 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,671 千円、減債積立金 257,159 千円、建設改良積立金 489,764 千円及び過年度分損益勘定留保資金 221,744 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	238,958 千円	△67,038 千円	171,920 千円
第 2 項	他会計負担金	26,916 千円	△13,046 千円	13,870 千円
第 3 項	その他資本的収入	67,042 千円	△53,992 千円	13,050 千円

		支 出		
第1款	資本的支出	1,194,880 千円	△622 千円	1,194,258 千円
第1項	建設改良費	732,720 千円	△17,365 千円	715,355 千円
第4項	その他資本的支出	1 千円	16,743 千円	16,744 千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
駐車場機器賃借料	令和2年度から令和6年度まで	33,325 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	927,933 千円	△136,531 千円	791,402 千円

（たな卸資産購入限度額）

第6条 予算第8条中「112,353 千円」を「75,353 千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 26 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)

（総則）

第1条 元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度那覇市下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度那覇市下水道事業会計予算」とし、また、予算における改元日以降の元号による年表示については、「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度那覇市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第 2 条 令和元年度那覇市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	下水道事業収益	5,542,455 千円	167,955 千円	5,710,410 千円
第 1 項	営業収益	4,309,947 千円	△19,241 千円	4,290,706 千円
第 2 項	営業外収益	1,232,030 千円	△6,839 千円	1,225,191 千円
第 3 項	特別利益	478 千円	194,035 千円	194,513 千円
支 出				
第 1 款	下水道事業費用	5,153,402 千円	128,758 千円	5,282,160 千円
第 1 項	営業費用	4,823,442 千円	△69,998 千円	4,753,444 千円
第 2 項	営業外費用	307,973 千円	15,661 千円	323,634 千円
第 3 項	特別損失	1,987 千円	183,095 千円	185,082 千円

(資本的收入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 886,175 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,978 千円、過年度分損益勘定留保資金 542,428 千円及び当年度分損益勘定留保資金 282,769 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 880,466 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,579 千円、減債積立金 490,236 千円、過年度分損益勘定留保資金 48,095 千円及び当年度分損益勘定留保資金 281,556 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	資本的收入	1,772,815 千円	△69,473 千円	1,703,342 千円
第 1 項	企業債	785,000 千円	△1,400 千円	783,600 千円
第 2 項	補助金	637,060 千円	△49,127 千円	587,933 千円
第 3 項	他会計負担金	349,272 千円	△19,376 千円	329,896 千円
第 4 項	その他資本的 収入	1,483 千円	430 千円	1,913 千円
支 出				
第 1 款	資本的支出	2,658,990 千円	△75,182 千円	2,583,808 千円
第 1 項	建設改良費	1,665,521 千円	△73,708 千円	1,591,813 千円
第 3 項	投資	4,000 千円	△1,474 千円	2,526 千円

(企業債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	424,700 千円	△32,800 千円	391,900 千円
流域下水道事業	360,300 千円	31,400 千円	391,700 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	559,104 千円	140,969 千円	700,073 千円

那 覇 市 告 示 第 27 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	170,000 戸
(2)年間総配水量	38,700,000 m ³
(3)一日平均配水量	106,027 m ³
(4)主要な建設改良事業	
水道施設整備事業	1,094,876 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	8,390,471 千円
第1項 営業収益	7,825,876 千円
第2項 営業外収益	564,594 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	7,539,246 千円
第1項 営業費用	7,364,321 千円
第2項 営業外費用	153,525 千円
第3項 特別損失	1,400 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,613,724千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,258千円、減債積立金265,980千円、建設改良積立金1,035,958千円及び過年度分損益勘定留保資金207,528千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	139,293 千円
第1項 補助金	110,000 千円
第2項 他会計負担金	16,225 千円
第3項 その他資本的収入	13,068 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,753,017 千円
第1項 建設改良費	1,279,509 千円
第2項 企業債償還金	265,980 千円
第3項 投資	200,000 千円
第4項 その他資本的支出	2,528 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
定期水質検査業務委託	令和2年度から令和3年度まで	18,172千円
上水道施設維持管理等業務委託	令和2年度から令和3年度まで	58,758千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和2年度から令和3年度まで	1,380千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	令和2年度から令和3年度まで	1,702千円
消防用設備保守点検業務委託	令和2年度から令和3年度まで	349千円
無線電話設備保守点検業務委託	令和2年度から令和3年度まで	283千円
マッピングシステム保守及びデータ更新支援業務委託	令和2年度から令和3年度まで	6,147千円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和2年度から令和3年度まで	44,000千円
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	令和2年度から令和3年度まで	506千円
量水器取替業務委託	令和2年度から令和3年度まで	27,000千円
水道メーター検針業務委託	令和2年度から令和3年度まで	9,022千円
財務会計システム更新業務	令和2年度から令和3年度まで	23,433千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	令和2年度から令和4年度まで	783,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 946,881 千円

(2) 交際費 56 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、53,683 千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 28 号

令 和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年(2020 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 2 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 2 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用戸数 159,700 戸

(2) 年間総排水量 35,804,700 m³

(3) 一日平均排水量 98,095 m³

(4) 主要な建設改良事業
公共下水道整備事業 709,160 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益 5,557,047 千円

第 1 項 営業収益 4,393,587 千円

第 2 項 営業外収益 1,161,889 千円

第 3 項 特別利益 1,571 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	5,293,497 千円
第1項 営業費用	4,951,387 千円
第2項 営業外費用	320,111 千円
第3項 特別損失	1,999 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額909,081千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,812千円、過年度分損益勘定留保資金584,449千円及び当年度分損益勘定留保資金285,820千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,172,525 千円
第1項 企業債	494,300 千円
第2項 補助金	409,140 千円
第3項 他会計負担金	268,157 千円
第4項 その他資本的収入	928 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,081,606 千円
第1項 建設改良費	1,116,326 千円
第2項 企業債償還金	956,280 千円
第3項 投資	4,000 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和3年度ポンプ場電気保安管理業務委託	令和2年度から令和3年度まで	911 千円
令和3年度ポンプ場保守点検業務委託	令和2年度から令和3年度まで	24,555 千円
令和3年度公共下水道維持管理業務委託	令和2年度から令和3年度まで	103,400 千円
令和3年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	令和2年度から令和3年度まで	5,795 千円
令和3年度公共下水道台帳作成業務委託	令和2年度から令和3年度まで	5,346 千円
令和3年度人孔蓋・柵蓋緊急補修工事	令和2年度から令和3年度まで	34,870 千円

令和3年度排水路維持管理業務委託	令和2年度から令和3年度まで	22,370 千円
再生水緊急修繕工事	令和2年度から令和4年度まで	9,680 千円
再生水舗装復旧工事	令和2年度から令和3年度まで	1,210 千円
財務会計システム更新業務	令和2年度から令和3年度まで	23,433 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 272,700	証書借入 又は証券 発行	年5%以内 （ただし、利率見直し方式での借入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	221,600			

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

583,879 千円

公 告

那覇市公告第 670 号

令和 2 年 3 月 6 日

掲 示 済

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり広告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	令和 2 年度都市公園清掃(塵芥回収)管理業務委託(産業廃棄物)
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	産業廃棄物収集運搬業の許可証を持つ者
(4) 場 所	市内都市公園等 90 箇所
(5) 履行期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	公園維持管理業務の一環として、公園内塵芥(金属くず、ガラスくず、廃ペットボトル)、回収運搬を行い年間を通して、環境を清潔に維持し衛生の向上を図る。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	3,957,000 円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	設定しない

2 入札参加資格要件

※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、ガラスくず、廃プラスチックの 3 項目以上の「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者。

(4)	会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市内都市公園等(90 箇所)から出る金属くず、ガラスくず、廃プラスチックの産業廃棄物を 1 箇所当たり週 2 回以上回収し、処分場まで運搬出来る者。
(8)	廃棄物対策課が作成した業者一覧(一般廃棄物処理許可業者)のうち、産業廃棄物収集運搬業の許可も有し、市内に本店を有する者。

3 落札制限

※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等については、本案件を落札制限を受けない。
(2)	那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書(第 1 号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。

提出期間及び方法	提出期間:令和 2 年 3 月 9 日(月)午前 9 時～令和 2 年 3 月 17 日(火)午後 5 時 提出方法:那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。
----------	--

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間:令和 2 年 3 月 9 日(月)午前 9 時～令和 2 年 3 月 12 日(木)午後 5 時 質問方法:「質問書」を FAX で提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先:公園管理課 平良 寿 FAX: 951-3206
回答期限及び方法	回答期限:令和 2 年 3 月 16 日(月)午後 5 時 回答方法:那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時:令和 2 年 3 月 23 日(月)午前 10 時から正午 入札方法:紙(入札書)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。

入札・開札場所	那覇市市役所本庁 8 階 801 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類(落札候補者のみ提出)

提出期限	令和 2 年 3 月 26 日(木) 正午
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類(第 5 号様式) (2) 誓約書(別記様式 1) (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、金属くず、ガラスくず、廃プラスチックの 3 項目以上の「産業廃棄物収集運搬業」の許可証の写し。 (4) 那覇市内に本店を有することを証明する書類等(登記簿謄本等)

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和 2 年 3 月 30 日(月)

※心得 第 9、10、11、12 条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。
支払い方法	月払いの分割払いとする。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」(元請用)を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること
那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：平良 寿
TEL : 951-3239 FAX : 951-3206

那覇市公告第 673 号

令和 2 年 3 月 9 日

掲 示 済

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり広告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1)業 務 名	漫湖公園他 2 公園自家用電気工作物保安管理業務委託
(4)場 所	那覇市内都市公園(漫湖公園、松山公園、新都心公園)
(5)履行期間	契約の日から令和 3 年 3 月 31 日まで
(6)落札方式	価格競争落札方式
(7)概 要	
① 目的	園内の電気工作物の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図るため本業務を行うものとする。
(8)予定価格	設定する(公表しない)
(9)最低制限価格	設定しない。

2 入札参加資格要件

※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けているものであること。
(4)	社会厚生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(社会更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、外灯手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)

(7)	①電気主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・第一種電気主任技術者・第二種電気主任技術者・第三種電気主任技術者 ②電気主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(8)	開札日において電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たしている電気保安法人であること。

3 落札制限

※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	開札日前30日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される。(落札案件を選ぶことはできない。)
(3)	那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。
(4)	那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
(5)	那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書(第1号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。

提出期間及び方法	提出期間：令和2年3月10日(火)午前9時～令和2年3月17日(火)午後5時 提出方法：那覇市役所9階の公園管理課まで持参すること。
----------	---

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：令和2年3月10日(火)午前9時～令和2年3月13日(金)午後5時 質問方法：「質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先：公園管理課 花木 義久 FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：令和2年3月17日(火)午後5時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：令和2年3月24日(火)午後1時30分 入札方法：紙(入札書)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁9階 901 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類（落札候補者のみ提出）

提出期限	令和2年3月27日(金)午後12時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第5号様式）
	(2) 誓約書（別記様式1）
	(3) 配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和2年3月31日(火)頃

※心得 第9、10、11、12条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用しない。
部分払	適用する。

10 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：花木 義久

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 681 号

令和 2 年 3 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第一地区土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 那覇市
- 3 施 行 地 区

那 覇 市	古島	1 丁目 2 丁目	全 部
	首里末古町	4 丁目	
	字古島	古島宝口原	の 一 部
	松島	1 丁目 2 丁目	
	真嘉比	2 丁目 3 丁目	
	首里山川町	2 丁目	

- 4 事 業 施 行 期 間 昭和 50 年 6 月 5 日から
令和 5 年 3 月 31 日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
まちなみ共創部 まちなみ整備課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和 50 年 6 月 5 日
- 7 事業計画の変更の年月日 令和 2 年 3 月 10 日

那覇市公告第 690 号
令和 2 年 3 月 16 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2)名称 3・3・那 1 号城岳公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1)収用の部分 変更なし
 - (2)使用の部分 なし
5. 事業施行期間
昭和 56 年 4 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階)

那覇市公告第 691 号
令和 2 年 3 月 16 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2)名称 5・5・那6号新都心公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1)収用の部分 変更なし
 - (2)使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成3年2月15日から令和4年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 692 号
令和 2 年 3 月 16 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2)名称 2・2・那35号羽佐間公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1)収用の部分 変更なし
 - (2)使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成19年6月15日から令和7年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎9階)

那覇市公告第 693 号

令和 2 年 3 月 16 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1)種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2)名称 2・2・那 33 号十貫瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1)収用の部分 変更なし
 - (2)使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 26 年 4 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階)

那覇市公告第 703 号

令和 2 年 3 月 19 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年2月25日

那霸市長 宛

那霸市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課		市民文化部 文化振興課		電話	098-917-5082
個人情報管理責任者		文化振興課長			
業務の名称		那覇市文化振興基本計画策定事業			
業務の目的		那覇市文化振興基本計画の策定にかかる市民ワークショップ、シンポジウム開催及び市民意見募集のため			
個人情報の対象者		本事業にかかる市民ワークショップ及びシンポジウムへの参加申込者及び市民意見提出者			
業務の開始年月日		令和元年5月31日			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	□個人番号 ■氏名 ■住所 □性別 ■生年月日 □国籍 □本籍 □続柄 □親族関係 □婚姻離婚 ■その他(連絡先)	■職業 □地位 □学歴 □資格 □団体加入 □賞罰 □学業成績 □勤務成績 □その他() 心身 □健康状態 □容姿 □病歴 □障がい程度 □その他()	□収入 □資産状況 □公租公課 □経済取引 □公的扶助 □その他() その他	□思想 □宗教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他() 上記事項を取扱う理由	
個人情報の収集方法		■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期		□定期(月～ 月) ■随時()			
本人への通知方法		□文書 □口頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態		■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()			
備考		届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3 月9 日

那覇市長 宛

那覇教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学務課 電話 917-3505 内2632		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	2020年 3 月 31 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	小学校入学準備金支給事業 平成30 年 6 月 7 日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	2020年（令和2年）度より「就学援助に関すること」へ事業統合のため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3月2日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	企画財務部 企画調整課 経営戦略室 電話(内線)2126		
届 出 の 区 分	■ 廃 止 □ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年3月10日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	第2期那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務 令和元年10月15日		
廃止又は変更の 理 由	第2期那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の任務終了により、廃止。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	※取得した個人情報は令和2年中保管し、給与支払報告等で使用後は直ちに破棄する予定。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年2月28日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 市民スポーツ課 電話 917-0355		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和2年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	全国高等学校総合体育大会開催事業に関する業務 平成31年4月1日		
廃止又は変更の 理由	業務終了		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部市民生活安全課 電話862-9930		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	個人情報保護業務 平成4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴い所管課が法制契約課になるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	担当部課 市民文化部市民生活安全課及 び総務部法制契約課	担当部課 総務部法制契約課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部市民生活安全課 電話 862-9930		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和2年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	情報公開事業 平成4年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴い、所管課が法制契約課になるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	担当部課 市民文化部市民生活安全課及 び総務部法制契約課	担当部課 総務部法制契約課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

議会訓令

那 覇 市 議 会 訓 令 第 2 号

令 和 2 年 4 月 1 日

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。

那 覇 市 議 会
議長 久 高 友 弘

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程(1966年那覇市議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(制式) 第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。ただし、<u>職制</u>に応じて制式を別に定めることができる。 (職員の定義) 第3条 この訓令において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第3項の事務局長、書記その他の職員をいう。ただし、<u>非常勤の職員で議長が指定したものを除く。</u> (貸与) 第4条 名札は、<u>次に掲げる</u>ときに貸与する。 (1) <u>職員となったとき。</u> (2) <u>ICカード読取機が設置されていない庁舎から初めて勤務することとなったとき。</u> (再貸与) 第5条 職員は、名札について損傷があったとき(<u>ICカードとしての機能を失ったときを含む。</u>)又は名札を紛失したときは、名札損傷・紛失届(第3号様式)により議長に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。 2 [略]	(制式) 第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。ただし、<u>必要に</u>に応じて制式を別に定めることができる。 (職員の定義) 第3条 この訓令において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第3項の事務局長、書記その他の職員をいう。ただし、議長が指定した<u>職員</u>を除く。 (貸与) 第4条 名札は、<u>職員となった</u>ときに貸与する。 (再貸与) 第5条 職員は、名札について損傷があったとき又は名札を紛失したときは、名札損傷・紛失届(第3号様式)により議長に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那 覇 市 議 会 訓 令 第 3 号
令 和 2 年 4 月 1 日

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 議 会
議 長 久 高 友 弘

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行) 第3条 議長は、次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。この場合において、当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。 (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化</u>部<u>市民生活安全課</u>の情報公開担当職員 (2) [略]	(事務の補助執行) 第3条 [略] (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部</u><u>法制契約課</u>の情報公開担当職員 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那 覇 市 議 会 訓 令 第 4 号
令 和 2 年 4 月 1 日

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 議 会
議長 久 高 友 弘

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程(平成3年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行) 第3条 議長は、次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。この場合において、当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。 (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化部市民生活安全課</u>の個人情報保護担当職員 (2) [略]	(事務の補助執行) 第3条 [略] (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の個人情報保護担当職員 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第5号
令和2年3月6日
公 表 済

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員被服貸与規程(平成11年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]	[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 表の改正規定において、改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 様式の改正規定において、改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 5 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号	品目	期間
A消防吏員	1～10 〔略〕		
	<u>11</u>	防火衣	8年
	<u>12～23</u> 〔略〕		
	〔略〕		

備考 A類9番～13番については、毀損時に随時貸与する。

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号	品目	期間
A消 防 吏 員	1～10 〔略〕		
	<u>11</u>	<u>防火フード</u>	<u>8年</u>
	<u>12</u>	防火衣	8年
	<u>13～23</u> 〔略〕		
〔略〕			

備考 A類9番～14番については、毀損時に随時貸与する。

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

品目	サイズ	数量	品目	サイズ	数量
[略]			[略]		
<u>アポロ帽(メッシュ有)</u>	[略]				
[略]					
救助服用ベルト	[略]				

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

品目	サイズ	数量	品目	サイズ	数量
[略]			[略]		
<u>アポロ帽(メッシュ無)</u>	[略]				
[略]					
救助服用ベルト	[略]				
防火フード					

[改正前 別記]

第2号様式(第4条関係)

[略]

品目	サイズ	数量	品目	サイズ	数量
[略]			[略]		
<u>アポロ帽(メッシュ有)</u>	[略]				
[略]					
救助服用ベルト	[略]				

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

[略]

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
アポロ帽(メッシュ無)	[略]				
[略]					
救助服用ベルト	[略]				
防火フード					

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

品目	点数	サイズ	数量	品目	点数	サイズ	数量
[略]				[略]			
アポロ帽(メッシュ有)		[略]					
[略]				雨衣	[略]		
				作業用手袋(白革)			
				[略]			
				合計ポイント			
ネームプレート		[略]					

[改正後 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

品目	点数	サイズ	数量	品目	点数	サイズ	数量
[略]				[略]			
<u>アポロ帽(メッシュ無)</u>	[略]			[略]			
[略]				雨衣	[略]		
				<u>ネームプレート</u>			
				作業用手袋(白革)	[略]		
				[略]			
防火フード	[略]			合計ポイント			

那覇市消防局訓令第6号
令和2年3月12日
公 表 済

那覇市消防同意等事務処理規程を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防同意等事務処理規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)に基づく建築物の同意等(以下「同意」という。)に係る事務及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出等に係る事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令に用いる用語の意義は、法、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「建基則」という。)又はこれらの法律に基づく命令若しくは那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築主事等とは、建築主事又は特定行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関(建基法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関をいう。)をいう。
- (2) 申請書とは、同意を要する建築物の許可又は確認に際し、その同意を求めるため、建築主事等又は指定確認検査機関から消防局長(以下「局長」という。)に送付される建築物に関する計画書をいう。
- (3) 着工届出書とは、法第17条の14に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の着手の届出に係る届出書及びこれに添付する図書をいう。
- (4) 設置届出書とは、法第17条の3の2に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出に係る届出書並びにこれに添付する図書をいう。

（同意の主体）

第3条 申請書は、法第7条の規定により局長が処理を行うものとする。

（申請書の審査等）

第4条 局長は、申請書が送付されたときは、その申請書に記載された建築物に関する計画が、法律又はこれに基づく命令若しくは建築基準法令上の防火に関する規定(以下「防火に関する規定」という。)等に適合するものであるかどうかについて審査するものとする。この場合において、局長は、建築主から消防同意審査書(第1号様式)が提出されるように建築主事等に求めるとともに、必要に応じ建築

主に対してその他の資料の提出若しくは報告を求め、又は現地調査を行うものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、書類審査のみとすることができる。

2 申請書の同意は、法第7条第2項に規定する期間内とし、算定については次のとおりとする。

- (1) 起算日については、申請書を受け付けた日の翌日を第1日目とする。
- (2) 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とする。
- (3) 同意期間中に図書等の不備がある場合は、通知した当日から図書の不備が補正されるまでの間は同意期間から除くものとする。

3 同意の事務処理にあたっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 建築主事等と消防機関との間の相互の協力により、建築物の防火安全を図り、申請者の負担をできるだけ軽減させるよう努めること。
- (2) 同意にあたっては、建築計画の内容が当該建築物に関する建基法、法その他の法令の防火に関する規定の適合性を審査するものであるが、単に抽象的又は形式的に判断することなく、具体的かつ実質的に適合するかを判断すること。

（申請書の受付等）

第5条 建築主事等から送付された申請書は、直接予防課の窓口で受理し、必要事項を消防情報支援システム(以下「OAシステム」という。)に入力し、別表分類(1)の受付印を申請書に押印するものとする。

2 申請書の受付は、予防課において行うものとし、受付時間は、月曜日から金曜日(年末年始及び休日を除く。)の8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く。)とする。なお、郵送等により受付時間外に到着したものについては、翌開庁日を受付日とする。

（同意の処理基準）

第6条 局長は、次に掲げる基準により同意又は不同意を行うものとする。

- (1) 同意は、申請書の内容が防火に関する規定に適合しているもの又は防火に関する規定に違反しているが違反事項が軽微で容易に是正できると認められるもの
- (2) 不同意は、申請書の内容が防火に関する規定に違反し、防火上著しく支障の

あるもの

（同意の通知方法）

第7条 局長は、前条の基準により同意を決定したときは、申請書の正本の消防関係同意欄に別表分類(3)に定める消防同意専用印を押印し、OAシステムから採番した同意番号等を記載して当該正本とともに建築主事等に返付するものとする。

2 防火に関する規定等に適合しない不備事項に関して、申請図面を補正する場合は、消防審査に関する連絡票(第2号様式)と補正図面を追加して、建築主事等に返付するものとする。

3 申請書は、予防課において、建築主事等に返付するものとする。

（不同意の処理）

第8条 局長は、第6条第1項第2号の規定により同意しないときは、申請書の正本に不同意通知書(第3号様式)を添付して建築主事等に返付するものとする。

（計画通知の処理）

第9条 建基法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)の処理については、第3条、第5条及び第7条までの規定を準用する。この場合において、「消防関係同意欄」とあるのは「決裁欄」と、「消防同意専用印」とあるのは別表分類(4)に定める「計画通知専用印」と読み替えるものとする。

（建築通知書類の処理）

第10条 建基法第93条第4項の規定による通知を受けた場合(前条の場合を除く。)で、建築物の用途、面積、構造等から、当該通知に係る建築物の建築計画の内容を把握する必要があると局長が認めるときは、建築主事等と連絡調整し、処理するものとする。

（事前相談に伴う処理）

第11条 局長は、防火対象物の新築、増築等に係る事項について当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)から事前に相談を受けたときは、その協議内容を記録し、又は関係者に協議内容の議事録の提出を求めるものとする。

2 局長は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項口又は(6)項口若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、社会福祉施設等設置計画(変更)

書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させることができる。

3 局長は、関係者が設置計画書を提出したときは、別表分類(1)で定める受付印を押印し、受理するものとする。

4 局長は、設置計画書を受理したときは、当該防火対象物の用途を判定するとともに、関係者に対して判定結果について社会福祉施設等用途判定結果通知書(第5号様式)により通知し、必要な消防用設備等の設置指導を行わなければならない。

5 局長は、設置計画書の受理後、設置計画書の写しを消防署長(以下「署長」という。)へ送付するものとする。

(特例適用の処理)

第12条 令第32条の規定による特例適用の処理は、局長が行うものとする。

(特例適用申請書の受付等)

第13条 関係者は、令第32条又は条例第43条の規定を適用する場合には、局長に消防用設備等特例適用申請書(第6号様式。以下「特例申請書」という。)の正本及び副本を提出しなければならない。

2 局長は、特例申請書が提出されたときは、消防用設備等特例申請処理簿(第7号様式。以下「特例申請処理簿」という。)及びOAシステムに必要事項を入力し、正本及び副本に別表分類(1)に定める受付印を押印するものとする。

3 局長は、第1項の規定による申請を承認するときは、特例申請書の副本に別表分類(8)に定める特例申請承認印を押印し、OAシステムに必要事項を入力するとともに、正本に別表分類(6)に定める副本受領印を押印し、申請者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。

4 局長は、申請を承認しないときは、特例申請処理簿に必要事項を記載し、消防用設備等特例不承認通知書(第8号様式)に特例申請書の副本を添付して申請者に交付するものとする。

(仮使用認定申請の処理)

第14条 局長は、建基法第7条の6第1項ただし書及び第18条第24項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請(以下「仮使用認定申請」という。)に関する書類の送付があったときは、仮使用認定申請処理簿(第9号様式)に必要事項を記載し、別表分類(1)の受付印を仮使用認定申請書に押印して受理するものとする。

2 局長は、仮使用認定申請に関する書類の送付を受けたときは、防火及び避難に関

する安全対策の確保並びに消防用設備等の機能確保について必要な審査及び現場調査を行うものとする。ただし、防火対象物の規模、構造等により、現地調査を行う必要がないと局長が認める場合にあっては、この限りでない。

3 局長は、前項の審査又は現地調査を行ったときは、仮使用認定審査書(第10号様式)により審査を行った結果を連絡票(第11号様式)により建築主事等に通知するものとする。

（特殊消防用設備等の設置に係る審査）

第15条 署長は、総務大臣からの法第17条の2の2第3項又は法第17条の2の3第3項の規定に基づく特殊消防用設備等の認定又は承認に係る通知(以下「認定通知」という。)に基づき、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置する場合は、甲種特類消防設備士による着工届出書及び次の書類を確認するものとする。

- (1) 工事設計図書
- (2) 省令第31条の3の2に定める設備等設置維持計画
- (3) 評価結果(日本消防検定協会又は登録検定機関による評価結果をいう。)
- (4) 認定を受けた者を証明する書類

（意見の申し出）

第16条 署長は、認定通知を受けたときは、その記載内容を予防課長と協議し、必要と認めるときは、特殊消防用設備等の認定に係る事務処理について特殊消防用設備等(認定・変更承認)申請意見書(平成17年7月8日付け消防予第138号別記第3号様式)により、総務大臣に対し意見を申し出るものとする。

（届出の処理）

第17条 設置届出書及び着工届出書の処理は、署長が行うものとする。

（届出書の受付等）

第18条 署長は、設置届出書及び着工届出書を受理したときは、必要事項をOAシステムに入力し、設置届出書及び着工届出書の正本及び副本に別表分類(1)及び(2)で定める受付印及び届出済印を押印するものとする。

（着工届出書の処理）

第19条 署長は、着工届出書を受理した場合は、着工届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等着工届出受理簿(第12号様式)に必要事項を記載し、副本経過欄に別表分類(2)の届出済印、正本経過欄に別表分類(6)で定める

副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。

2 署長は、着工届出書を受理した場合は、令で定める消防用設備等の技術基準及び条例第5章で定める消防用設備等の技術上の基準の付加並びに別に定める消防用設備等の技術基準並びに審査基準(以下「設備等技術基準」という。)に適合しているかどうかについて審査するものとする。

3 署長は、前項の審査をした結果、設備等技術基準に適合していないと認めるときは、着工予定日の前日までに届出者に対し、設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。

(着工届出書の提出指導)

第20条 署長は、法第17条の規定により次に掲げる消防用設備等を設置する必要があると認めるときは、その工事を行う者に対し、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第33条の18の規定の例により着工届出書を提出するよう指導するものとする。

- (1) 動力消防ポンプ設備
- (2) 漏電火災警報器
- (3) 非常警報設備
- (4) 避難器具(固定式の金属製避難はしご、救助袋及び緩降機を除く。)
- (5) 誘導灯
- (6) 消防用水
- (7) 排煙設備
- (8) 連結散水設備
- (9) 連結送水管
- (10) 非常コンセント設備
- (11) 無線通信補助設備

(設置届出書の処理)

第21条 署長は、設置届出書が提出されたときは、法第17条の3の2の規定により、当該届出に係る消防用設備等が、設備等技術基準に適合しているか又は不適合かを審査するため、現地調査による検査(以下「完成検査」という。)を行うとともに、第19条第3項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものと

する。ただし、届出の内容が軽微なもので査察及び消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができると署長が認めるときは、これを完成検査に代えることができる。

2 署長は、設置届出書を受理した場合は、設置届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等設置届出受理簿（第13号様式）及びOAシステムに必要事項を入力し、副本受付欄に別表分類(2)の届出済印を押印するものとする。

3 署長は、設置届出書の返却にあたっては、届出者に対し、消防用設備等の検査の方法その他必要事項について指導するものとする。

（中間検査の実施）

第22条 署長は、完成検査を補完するため、火災予防上又は消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる防火対象物のうち、工事完了後に検査をすることが困難な部分について、工事完了前に必要な検査（以下「中間検査」という。）を行うものとする。

2 中間検査の項目は、次に掲げるものとする。なお、現場確認のできない部分にあつては、その部分の施工状況を写真で確認するものとする。

- (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置規制に係る建築物の構造
- (2) 防火区画、火気使用設備等の不燃区画及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の防護区画等
- (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の別棟区画
- (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の配管、水槽及び配線の敷設状況
- (5) 建築同意時の指導事項の履行状況
- (6) 内装制限並びに火気使用設備及び器具の設置場所に係る周囲の内装下地
- (7) 排気筒及び風道（厨房の排気ダクトを含む。）の構造及び材質
- (8) その他火災予防上及び消防活動上必要な事項

3 中間検査を行った場合は、中間検査表（第14号様式）に必要な事項を記録し、完成検査までの間保管するものとする。

（完成検査等の処理）

第23条 完成検査を行う消防職員（以下「検査員」という。）は、完成検査の結果、設備等技術基準に適合している場合には、別表分類(5)で定める完成検査済印を設置届出書の正本及び副本決裁欄に押印するとともに、正本備考欄に別表分類

- (6) 副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。
- 2 前項の規定は、第21条第1項ただし書の規定により完成検査を省略する場合に準用する。この場合において、前項中「完成検査」とあるのは「書類審査」と、「完成検査済印」とあるのは別表分類(7)に定める「書類審査済印」と読み替えるものとする。
- 3 検査員は、設備等技術基準に適合していない場合は、消防用設備等(特殊消防用設備等)完成検査結果通知書(第15号様式。以下「結果通知書」という。)により関係者に通知するものとする。
- 4 署長は、結果通知書により通知した指摘事項に係る改修等の報告を、関係者にさせるとともに、必要に応じて是正の確認を実施するものとする。
- 5 署長は、第1項の検査の結果、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準に適合していないと認めたときは、その消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置された防火対象物の関係者に対し、これを設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。
- 6 署長は、前項の規定による指導をした関係者から必要な是正の措置を講じた旨の報告を受けたときは、再検査を実施するものとする。

(検査済証の交付)

第24条 署長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するときは、0Aシステム及び消防用設備等検査済証交付簿(第16号様式)に必要な事項を記録するものとする。

- 2 関係者から検査済証の不要の申出があった場合は、検査済証の交付を省略することができるものとする。

(検査済証の再交付)

第25条 署長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第17号様式)を提出させ、再交付するものとする。

(検査の応援)

第26条 署長は、第22条の中間検査及び第23条の完成検査にあたり、特に必要があ

ると認めるときは、他の署長又は局長に対し検査員の応援を要請することができる。

（届出書等の保管）

第27条 局長又は署長は、着工届出書及び設置届出書の関係図書を防火対象物の台帳ごとに編冊し、管理するものとする。ただし、変更のない図面等に関しては省略することができる。

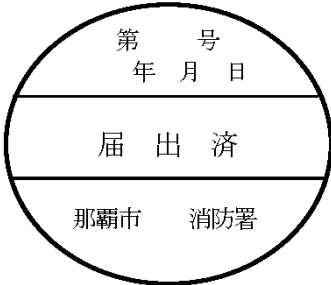
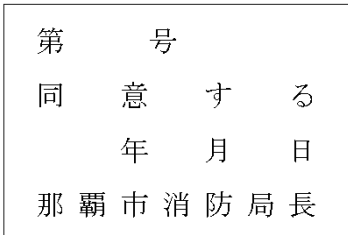
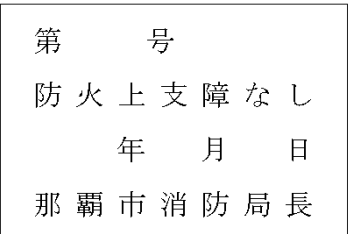
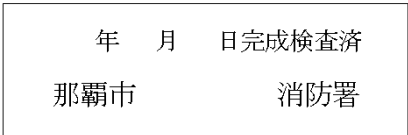
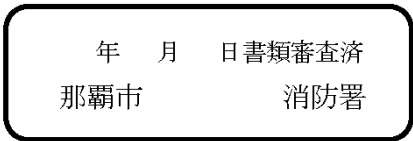
（施行細目）

第28条 この訓令の施行に関し、必要な事項は、局長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表

分類	名称	ひな型	寸法
(1)	受付印		直径 30mm
(2)	届出済印		40mm×30mm
(3)	消防同意専用印		35mm×20mm
(4)	計画通知専用印		35mm×20mm
(5)	完成検査済印		60mm×20mm
(6)	副本受領印	年 月 日副本受領_____	6mm×60mm
(7)	書類審査済印		60mm×20mm

(8)	特例申請承認印	第 号 承認する 年 月 日 那 覇 市 消 防 局 長	40mm×25mm
-----	---------	---	-----------

備考 (1)、(2)、(5)、(6)の課等名称は、予防課及び消防署等の場合、その名称とする。

第1号様式（第4条関係）

（表）

消 防 同 意 審 査 書

審査員

※消防受付欄		※同意番号欄		※決裁	消防局長	次 長	課 長	係 長	係	※回答内容
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号								同意 条件付同意 不同意 返却
建築主住所氏名				電話						
代理者住所氏名				電話						
設計者住所氏名				級建築士登録第 号						
設計士事務所名				級建築士事務所登録第 号 電話						
建 物 の 名 称										
敷 地 の 位 置	地名地番									
	都市計画区域 の内外の別等		内・外	市街化区域・市街化調整区域 その他			防 火 地 域	防 火 ・ 準 防 火 指定なし		
	道 路		幅 員	m		敷地と接している部分の長さ			m	
	敷 地 面 積 m ²		用 途 地 域	第（1・2）種（低層・中高層）住居専用地域 第（1・2）種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（商業・準工業・工業）地域 工業専用地域 指定なし						
主 用 途				工事種別		新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転 用途変更 ・ 大規模修繕 ・ 大規模模様替				
規 模	申請部分			申請部分以外の部分			合 計		建ぺい率	
	建 築 面 積 m ²			m ²			m ²		%	
	延 べ 面 積 (建築物全体) m ²			m ²			m ²		容積率 %	
	自動車庫等 m ²			m ²			m ²			
工 事 予 定 日				年 月 日		工事完了予定日		年 月 日		
棟 別 概 要 積	用 途			工事種別			構造		造	
	主要構造部			耐火構造・準耐火構造・その他			耐火建築物・準耐火建築物（イ・ロ）・その他			
	階 数	地階を除く階数	階	地階の階数	階	昇降機等の数				
	高 さ	最 高 の 高 さ		m		最高の軒の高さ		m		
	床 面 積	区 分	用 途		申 請 部 分		申請以外の部分		合 計	
		階			m ²		m ²		m ²	
		階			m ²		m ²		m ²	
		階			m ²		m ²		m ²	
		階			m ²		m ²		m ²	
		階			m ²		m ²		m ²	
	合 計				m ²		m ²		m ²	
	屋 根 材			外 壁			軒 裏			
内装制限の有無（注3）			有・無	直通階段の個数		屋内階段（避難・特別避難）		個・屋外階段（避難）		
個			個		個		個		個	
（注）この同意審査書は、消防局に必要な資料ですから建築確認申請書（正本）と一緒に提出して下さい。この審査書は、沖縄県消防局長会統一様式（A4）です。 1. ※印の欄は記入しないで下さい。 2. 床面積は建築基準法の駐車場等の緩和規定は該当しません。なお、屋上部分に駐車場等がある場合は消防法の規制の対象となります。 3. 消防法による内装制限（壁及び天井）の有無を記入してください。										

(裏)

※ 審 査 事 項	消防法上の用途	() 項	収容人員	名	内装制限の有無	有 ・ 無
	消防法施行令第 32 条適用の有無		有 ・ 無		有窓階・無窓階の判定	有 ・ 無
	消 火 設 備	消防法施行令第[10・11・12・13(水、泡、不、ハ、粉)・19・20] 条				条例第 () 条
	警 報 設 備	消防法施行令第[21・22・23・24(火、サ、放)] 条				条例第 () 条
	避 難 設 備	消防法施行令第[25 (は、タ、台、袋、緩、橋、口、棒)・26] 条				条例第 () 条
	消火活動上必要な施設	消防法施行令第[28・28の2・29・29の2・29の3] 条				条例第 () 条
	非常電源の種類	非常電源専用受電設備(高圧 ・ 低圧) ・ 自家発電設備 ・ 蓄電設備				
	危 険 物 施 設					
	条例事項(届出)	発電() 条・変電() 条・蓄電() 条・ネオン() 条・少量() 条・指可燃() 条 火気使用設備(炉・厨房設備・ボイラー・乾燥設備・湯沸設備・サウナ設備・冷暖房設備() 条				
地 利	大型車・小型車・不便地		水 利	消火栓・池・防火水槽・指定水利・消防用水・不便		
※特記事項						
付 近 略 図						
建 物 配 置 図						

第2号様式(第7条関係)

消防審査に関する連絡票		
建 築 主 事 様 所 属： 担当者： 連絡先：		
審査の結果、下記の件について指摘事項がありますのでご連絡申し上げます。		
記		
工事名称： 地名地番： 受付番号：		
番号	図 書 名(番号)	指 摘 事 項
1		
2		
3		
4		
合 計 枚		

第3号様式(第8条関係)

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印

不 同 意 通 知 書

下記の建築物は、防火に関する規定に不適合事項が認められ、同意できないので通知します。

記

建築主住所		氏 名	
申 請 地 の 地名、地番		名 称	
		用 途	
申請書の受付年月日、番号	年 月 日 第 号		

不適合事項

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

届出者

住 所

氏 名

印

社会福祉施設等設置計画(変更)書

当防火対象物（事業所）の設置計画は下記のとおりです。

なお、今回報告した設置計画に変更が生じた場合はすみやかに報告いたします。

記

1 施設概要

防火対象物所在地

名 称

事業種別

福祉サービスの内容 ・入居 ・宿泊 ・入所 ・その他（ ）

建物内の他の事業所（高齢者・福祉施設関連）→ 有（高齢者施設・障害者福祉施設等）・無

2 利用者の状況

(1) 高齢者施設

① 施設全体の定員又は宿泊サービス利用者（予定数）・・・（ ）人

② 要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数（予定数）・・・（ ）人

(2) 障害者福祉施設等

① 施設全体の定員数（予定数）・・・（ ）人

② 障害支援区分4以上の者の数（予定数）・・・（ ）人

③ 介助がなければ避難できない者（総務省令で定める者）の数（予定数）・・・（ ）人

3 2の利用者の状況において、要介護状態又は障害支援区分の状態が重くなり、定員数を超すことがある場合、他の関連施設等における受け入れ態勢が取られている。

(有 ・ 無)

※ 上記2において、利用者の状況等について要介護状態等の割合が明確でない場合には、用途判定において(6)項口の判定といたします。

設置計画書留意事項及び用途判定基準

設置計画書留意事項

- (1) 実際に入居又は宿泊若しくは入所している人数（予定数）を記入してください。
- (2) (1)が明確でない場合は、届出等において関係部局に示した定員の予定数を記入してください。
- (3) (2)の届出がない場合には、施設の規模・利用形態が把握できる資料を添付してください。
- (4) 介助がなければ避難ができない者として総務省令で定める者については別紙を参照してください。

- ① 施設全体の定員数（予定数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 人）
- ② （高齢者施設）要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数（予定数）・・・（ 人）
（障害者福祉施設等）障害支援区分4以上の者の数（予定数）・・・・・・・・（ 人）
- ③ 介助がなければ避難できない者（総務省令で定める者）の数（予定数）・・・・（ 人）

用途判定及びスプリンクラー設備設置判定表

1 高齢者施設の場合

高齢者施設		要介護3以上	施設定員
②／①≥0.5 ⇒	(6)項ロ	(② 人) / (① 人) =	
②／①<0.5 ⇒	(6)項ハ		
用途判定			

2 障害者福祉施設等の場合

障害者福祉施設等		障害支援区分4以上	施設定員
②／①>0.8 ⇒	(6)項ロ	(② 人) / (① 人) =	
②／①≤0.8 ⇒	(6)項ハ		
用途判定			

3 障害者福祉施設等の場合で、(6)項ロとして判定された場合のスプリンクラー設置要否の確認

(6)項ロ部分の面積が 275 m ² 以上である。	YES→スプリンクラー設置 NO→下記へ
---------------------------------------	----------------------

介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものの判定		
③/① $> 0.8 \Rightarrow$	該当	(③ 人) / (① 人) =
③/① $\leq 0.8 \Rightarrow$	非該当	
スプリンクラー設置判定		スプリンクラーの設置を 要する ・ 不要である

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

様

那覇市消防局長

社会福祉施設等用途判定結果通知書

社会福祉施設等設置計画(変更)書に基づき下記のとおり判定しました。

記

- 1 対象物（事業所）所在地 _____
- 2 対象物（事業所）名 称 _____
- 3 対象物（事業所）用 途 _____

- ☐ 用途判定につきましては、事業概要（要介護状態等）に変更等がある場合には、用途が変更になることがあります。
- ☐ 用途の変更に伴い、防火管理者の選任又は消防用設備等（スプリンクラー設備・火災通報装置）の設置が義務付けられることがあります。
- ☐ 利用者の状況等について要介護状態等の割合が明確でない場合には、(6)項ロの判定といたします。

※上記の内容を理解し、用途判定に（ 同意する 同意しない ）

年 月 日

法人名 _____

代表者 _____ 印

第6号様式(第13条関係)

消防用設備等特例適用申請書				
年 月 日				
那覇市消防局長 宛				
申請者 住 所 氏 名 (連絡先 印)				
下記防火対象物の消防用設備等について、消防法施行令第 32 条の規定の適用を受けたいので申請します。 なお、用途・規模・構造を変更した場合は、現行の技術上の基準により、消防用設備等を設置いたします。				
特例適用の区分		免除 ・ 減免 ・ 代替設備 ・ その他 ()		
防火対象物	所 在 地	那覇市		
	名 称			
	所 有 者		用 途	() 項
	構 造	耐火 ・ 準耐火 ・ その他	建築面積	m ²
	階 数	地下 階 ・ 地上 階	延べ面積	m ²
特例適用の消防用設備等				
申 請 理 由				
※審 査 結 果				
※受 付 欄		※経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 適用を受けるために必要な図書として、防火対象物の案内図、配置図、平面図及び設備図等を添付すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

第7号様式(第13条関係)

消防用設備等特例申請処理簿

受付番号 受付年月日	対象物所在地 名称	申請者	特例を受けようとする設備	承認年月日 不承認年月日等
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日
第 号 年 月 日	那覇市			第 号 年 月 日

第8号様式(第13条関係)

消防用設備等特例不承認通知書

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印

年 月 日付で申請のあった消防用設備等特例適用申請書について審査した結果、下記の理由により、当該申請は承認しない。

記

- 1 対象物名称
- 2 不承認理由

第9号様式(第14条関係)

仮使用認定申請処理簿

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	() 項	延 べ 面 積	m ²
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	() 項	延 べ 面 積	m ²
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	() 項	延 べ 面 積	m ²
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	() 項	延 べ 面 積	m ²
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

第10号様式(第14条関係)

仮 使 用 認 定 審 査 書				課長	係長	係
審査の結果、下記の仮使用部分については、次のとおり連絡します。 ☐ 防火上支障なし ☐ 防火上支障あり						
申 請 者	住 所 氏 名					
仮 使 用 建 築 物	所在地 名 称	那覇市				
建築確認	番 号 年月日	第 号 年 月 日	消防同意	番 号 年月日	第 号 年 月 日	
仮使用部分の用途						
仮 使 用 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日				
参 考 資 料						
審 査 事 項	☐ 防火区画 ☐ 消防用設備等 ☐ 排煙設備 ☐ 避難設備（階段・出入口） ☐ 防火管理（安全計画） ☐ 特殊建築物の内装 ☐ 非常用進入口、消防活動 ☐ 非常照明 ☐ スペース					
審査内容及び意見、又は支障がある理由						
調査日	年 月 日		調査員			

第11号様式(第14条関係)

連 絡 票

建築主事 様

那覇市消防局長

下記建築物の仮使用部分について、次のとおり防火上支障が
通知します。ある ない と認めるので

記

建築指導課

受付年月日

年 月 日

受付番号

第 号

建物名称

支障がある理由

消防用設備等着工届出受理簿

[illegible]

第13号様式(第21条関係)

消防用設備等設置届出受理簿

交付 番号	防火対象物 所在地名称	届出者住所 氏 名	消防設備等の種類	副 本 受領状況
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未
1-				受・未

第14号様式(第22条関係)

中 間 検 査 表

所 属		署 長	係 長	係 員
日 時	年 月 日 () 時 分			
場 所	那覇市			
検査等の種類				
検 査 員		立 会 者		
検 査 概 要				
防 火 対 象 物	所 在 地	那覇市		
	名 称		用 途	() 項
	構 造 等	造 地上 階 / 地下 階		
	規 模	建築面積	m ²	延べ面積
◇検査等の内容及び指摘事項				

第16号様式(第24条関係)

消防用設備等検査済証交付簿

交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				

第17号様式(第25条関係)

検 査 済 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

那覇市 消防署長 宛

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先

年 月 日に交付を受けた次の 防火対象物消防用設等 に係る

検 査 済 証 を 亡失・滅失
汚損・破損 したので、再交付を申請します。

防 火 対 象 物	所 在 地	那覇市			
	事業所名				
	建物名称				
	用 途	構造・階数		規 模	
	() 項	造 地上 階/地下 階		床面積 m ²	延面積 m ²
再交付を受ける設備			検査年月日	年 月 日	
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 再交付申請の対象となる防火対象物又は設備の種類、通知書等の種類及び再交付の理由は不足事項を記入のうえ、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 申請者が法人の場合は、氏名欄には名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 汚損又は破損による再交付申請の場合は、この申請書に汚損又は破損した検査済証又は検査結果通知書を添付してください。
- 4 ※欄には、記入しないでください。
- 5 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

那覇市消防局訓令第7号
令和2年3月17日
公 表 済

那覇市火災警報規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市火災警報規程の一部を改正する訓令

那覇市火災警報規程(平成23年消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(火災警報の発令基準) 第2条 <u>火災警報の発令基準は、次のとおりとする。</u> (1) 実行湿度が60パーセント以下で、最小湿度が<u>50</u>パーセント以下となり、<u>最大風速10メートル以上の見込みのとき。</u> (2) 平均風速<u>15</u>メートル以上の風が<u>1時間以上連続して吹く見込みのとき。</u> (3) 前2号に<u>準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防局長が認めるとき。</u> (火災警報の発令及び解除) 第3条 <u>火災警報は、気象状況が前条各号のいずれかに該当する場合に発令し、該当しなくなった場合に解除する。ただし、降雨中は火災警報を発令しないこともある。</u>	(火災警報の発令及び解除) 第2条 消防局長は、知事より法第22条第3項に基づき通報を受けたとき、又は<u>気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときで、次の各号のいずれかに該当する場合において発令することができるものとする。</u> (1) 実行湿度が60パーセント以下で、最小湿度が<u>40</u>パーセント以下となり、<u>かつ、平均風速10メートル以上吹いているとき。</u> (2) 平均風速<u>20</u>メートル以上の風が<u>吹いているとき。ただし、降雨中、又は台風接近時等においてはこの限りでない。</u> (3) 前2号に<u>掲げるもののほか、気象状況が火災予防又は警戒上特に危険であると認められるとき。</u> 2 <u>火災警報を発令中、気象状況が前項各号に該当しなくなったときは、火災警報を解除するものとする。</u> (火災警報の発令及び解除の伝達) 第3条 火災警報の発令及び解除の伝達は、<u>消防法施行規則第34条第5項に基づく火災警報信号によるもののほか、次に掲げる方法によるものとする。また、消防局長はその旨を関係部局等に通報するものとする。</u> (1) <u>報道関係機関による方法</u> (2) <u>消防車両による方法</u> (3) <u>防災行政無線による方法</u> (4) <u>その他適当と認める方法</u>

(火災警報の信号) <u>第4条 火災警報の発令があったときは、吹き流しの掲揚及び掲示板を掲示するものとする。また、これを解除したときは、吹き流しの降下及び掲示板の撤去により告知する。</u> (火災警報発令時の記録) <u>第5条</u> 〔略〕 (その他) <u>第6条</u> 〔略〕 別表(第5条関係) 〔略〕	(火災警報発令時の記録) <u>第4条</u> 〔略〕 (その他) <u>第5条</u> 〔略〕 別表(第4条関係) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第8号
令和2年3月16日
公 表 済

那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防訓令審査会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防訓令審査会規程(平成21年消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織の構成) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員に、総務課総務係主幹を除く各課主幹及び<u>両署消防係主幹</u>をもって充てるものとし、審査の内容に応じて、会長が認めた者をオブザーバーとして加えることができる。	(組織の構成) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員に、総務課総務係主幹を除く各課主幹及び<u>両署予防査察係主幹</u>をもって充てるものとし、審査の内容に応じて、会長が認めた者をオブザーバーとして加えることができる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

那覇市消防局訓令第9号
令和2年3月16日
公 表 済

那覇市消防吏員手帳取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員手帳取扱い既定の一部を改正する訓令について

那覇市消防吏員手帳取扱規程（令和元年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（更新） 第7条 <u>那覇市消防吏員身分証明書</u>は、貸与から5年ごとに更新する。 第1号様式（第3条関係） 〔様式 略〕 ※ 貸与理由は、新規又は再貸与を記入する。返納理由は、退職又は死亡を記入する。<u>那覇市消防吏員身分証明書</u>更新の場合は、台帳への記入は行わない。 ※ 〔略〕	（更新） 第7条 <u>那覇市消防局身分証明書</u>は、貸与から5年ごとに更新する。 第1号様式（第3条関係） 〔様式 略〕 ※ 貸与理由は、新規又は再貸与を記入する。返納理由は、退職又は死亡を記入する。<u>那覇市消防局身分証明書</u>更新の場合は、台帳への記入は行わない。 ※ 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消防局告示

那覇市消防局告示第1号
令和2年3月10日
公 表 済

禁煙場所等の指定に関する告示等を廃止する告示を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

禁煙場所等の指定に関する告示等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 禁煙場所等の指定に関する告示(昭和50年消防本部告示第1号)
- (2) 消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する告示(昭和53年消防本部告示第1号)
- (3) 指定洞道等の指定に関する告示(平成2年消防本部告示第1号)
- (4) 核燃料物質等を指定する告示(平成7年消防本部告示第1号)
- (5) 那覇市火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号に規定する「必要な知識及び技能を有する者」の指定について(平成10年消防本部告示第1号)
- (6) 総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定について(平成25年消防本部告示第1号)
- (7) 屋外催しにおける指定催しの指定について(平成26年消防局告示第1号)

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市消防局告示第2号

令和2年3月18日
公 表 済

消防法に基づく命令の告示について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第3項、法第8条第4項及び法第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第8条第5項及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

那 覇 市 消 防 局
西消防署長 儀間 武

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 防火対象物の所在地 | 那覇市田原3丁目11番地7 |
| 2 | 防火対象物の名称 | 株式会社 玉琉球ビル |
| 3 | 防火対象物の用途 | 複合用途(遊技場、事務所、共同住宅)
消防法施行令別表第1(16)項イ |
| 4 | 命令を受けた者 | 株式会社 玉琉球 代表取締役 玉城 真一 |
| 5 | 命 令 事 項 | (1)令和2年7月3日までに、防火管理者を選任すること。
(2)令和2年8月3日までに、防火管理者に消防計画を作成させること。 |

- (3)令和2年4月17日までに、防火管理者に消火、通報及び避難の訓練を実施させること。
- (4)令和2年7月17日までに、2の防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- (5)令和2年5月17日までに、2の防火対象物の1階に誘導灯を設置すること。

6 命 令 年 月 日 令和2年3月18日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第42号
令和2年3月16日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第256号
指定工事店名	金仲設備
営業所所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮城419番地1
代表者氏名	仲里 文栄
有効期間	自 平成27年4月1日 至 令和2年3月31日
異動年月日	令和2年2月26日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第43号

令和2年3月16日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第244号
指定工事店名	株式会社饒波工務店
営業所所在地	沖縄県沖縄市南桃原2丁目25番10号
代表者氏名	饒波 秀美
取消日	令和2年3月3日
取消理由	人員不足により、対応が困難な為。

那覇市上下水道局告示第44号

令和2年3月16日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第520号
指定工事店名	沖縄トータル工業
営業所所在地	沖縄県那覇市宮城1丁目17番17-1106号 Fステージ小禄宮城壺番館
代表者氏名	山入端 学
有効期間	自 令和2年3月6日 至 令和6年3月31日

那覇市上下水道局告示第 45 号

令和 2 年 3 月 17 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	指 定 日
471	株式会社朝日土建	奈良県奈良市奈良阪町 1085 番地 緑商第一ビル 102 号	川井 俊二	令和 2 年 3 月 6 日
473	株式会社タカギ	福岡県北九州市小倉南区 石田南二丁目 4 番 1 号	高城 英一郎	令和 2 年 3 月 13 日

那覇市上下水道局告示第 46 号

令和 2 年 3 月 17 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	更 新 日
33	尚平工業株式会社	那覇市具志三丁目 17 番地 7	平良 明子	令和2年 3月17日
34	泉水設備株式会社	那覇市識名三丁目 22 番 12 号	新城 雅人	令和2年 3月17日
38	株式会社沖縄工業	那覇市真地 197 番地の 7	仲間 寿芳	令和2年 3月17日
42	株式会社オカノ	那覇市安謝一丁目 23 番 8 号	與儀 盛輝	令和2年 3月17日
45	有限会社三崎工業	那覇市首里大名町一丁目 161 番地の 1 エンゼルハイム首 里大名 106 号	知念 秀明	令和2年 3月17日
46	沖縄水質改良株式 会社	那覇市首里石嶺町三丁目 8 番地 1	天願 智一	令和2年 3月17日
47	株式会社丸石設備	浦添市西原三丁目 4 番 14 号	石原 清正	令和2年 3月17日

監査委員訓令

那 覇 市 監 査 委 員 訓 令 第 1 号

令 和 2 年 3 月 1 7 日

掲 示 済

那覇市監査委員処務規程及び那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市監査委員 久 場 健 護

同 宮 里 善 博

同 宮 城 哲

同 古 堅 茂 治

那覇市監査委員処務規程及び那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

(那覇市監査委員処務規程の一部改正)

第1条 那覇市監査委員処務規程(平成21年監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代表監査委員が処理する事項) 第3条 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1) 事務局の組織及び職員の任免に関すること。 (2) 事務局職員の服務に関すること。 (3)～(4) [略] <u>(5) [略]</u> 2 代表監査委員は、<u>前項</u>の事務の一部を事務局長又は副参事に専決させることができる。 (監査委員会議) 第4条 委員の職務の執行に関し、必要な事項を調整、協議するため監査委員会議を置く。 2～3 [略] 4 監査委員会議に付議する事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略]	(代表監査委員が処理する事項) 第3条 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1) [略] (2) [略] (3)～(4) [略] <u>(5) 例規(那覇市監査委員監査基準(令和2年那覇市監査委員告示第 号)を除く。)の一部改正に関すること。</u> <u>(6) [略]</u> <u>2 前項第5号の規定による処置については、代表監査委員は、次の監査委員会議において報告し、及び承認を得なければならない。</u> <u>3 代表監査委員は、第1項(第5号を除く。)</u>の事務の一部を事務局長又は副参事に専決させることができる。 (監査委員会議) 第4条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1)～(4) [略]

(5) [略]	(5) 例規(前条第1項第1号及び第2号に係る例規を除く。)の新規制定、全部改正及び廃止に関すること。 (6) [略]
備考 1 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 2 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市監査委員事務局処務規程の一部改正)

第2条 那覇市監査委員事務局処務規程(1966年監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務) 第6条 事務局においては、次の事務を処理する。 (1)～(6) [略] (7) 例規の制定改廃に関すること。 (8)～(10) [略]	(事務) 第6条 事務局においては、次の事務を処理する。 (1)～(6) [略] (7) 例規の制定改廃(那覇市監査委員処務規程(平成21年監査委員告示第1号)第3条第3項に規定する専決に基づく場合に限る。)に関すること。 (8)～(10) [略]
備考 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、令和2年3月17日から施行する。

那 覇 市 監 査 委 員 訓 令 第 2 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日
掲 示 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 久場 健護

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程(平成3年監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化部市民生活安全課</u>の個人情報保護担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略] (1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の個人情報保護担当職員 (2) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那 覇 市 監 査 委 員 訓 令 第 3 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日
掲 示 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 久場 健護

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化部市民生活安全課</u>の情報公開担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略] (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の情報公開担当職員 (2) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

農業委員会告示

那 覇 市 農 業 委 員 会 告 示 第 2 号

令 和 2 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市情報公開条例施行規程及び那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市農業委員会
会長 新垣 次夫

那覇市情報公開条例施行規程及び那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

（那覇市情報公開条例施行規程の一部改正）

第1条 那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年農業委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の委任） 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1） 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化都市民生活安全課</u>の情報公開担当職員 （2） [略]	（事務の委任） 第3条 [略] （1） 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の情報公開担当職員 （2） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第2条 那覇市個人情報保護条例施行規程(平成25年農業委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の委任） 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化都市民生活安全課</u>の個人情報保護担当職員 （2） [略]	（事務の委任） 第3条 [略] （1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の個人情報保護担当職員 （2） [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会訓令

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第 1 号

令 和 2 年 3 月 1 8 日
公 表 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委 員 長 野 崎 聖 子

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年那覇市固定資産評価審査委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の委任） 第3条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1） 条例第5条第1項の公開請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化部市民生活安全課</u>の情報公開担当職員 （2） [略]	（事務の委任） 第3条 [略] （1） 条例第5条第1項の公開請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の情報公開担当職員 （2） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第2号

令 和 2 年 3 月 1 8 日
公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長 野 崎 聖 子

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成4年那覇市固定資産評価審査委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の委任） 第3条 那覇市固定資産評価審査委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化部市民生活安全課</u>の個人情報保護担当職員 （2） [略]	（事務の委任） 第3条 [略] （1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u>の個人情報保護担当職員 （2） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

